

# 日本の平和安全法制の問題点

## The Problem of the Legislation for Peace and Security of Japan

矢野 哲也

Tetsuya YANO

大阪経済法科大学 法学部教授

### 目次

- I. はじめに
- II. 米軍等の部隊の武器等防護
- III. 出口戦略の有無
- IV. 文民統制の在り方
- V. 米国の対テロ戦争
- VI. おわりに

キーワード：武器等防護・出口戦略・附帯決議・文民統制・指揮権論争

### I. はじめに

平成27年9月19日未明、第189国会は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律と国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（以下「平和安全法制関連2法」と略。）を、いずれも自由民主党、公明党、次世代の党、日本を元気にする会及び新党改革の賛成多数で可決し、それらは同30日に法律第76号及び同第77号として公布された。とりわけ今回の法改正では、憲法上許容される「武力の行使」が、国際法上、「集団的自衛権」が根拠となる場合があるとした前年7月1日の平和安全法制の整備に関する閣議決定を受け、我が国に対する武力攻撃のみならず、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃においても一定の条件の下で武力の行使を可能とする内容が含まれていたことから、集団的自衛権の行使容認の可否をめぐる戦後の安政法制では最長となる審議時間が費やされた<sup>1)</sup>。

しかし、その審議の中身を見るならば6月4日の衆議院憲法審査会において、自民党推薦を含む参考人の憲法学者3人全員が、上記の法案を違憲と指摘したことから、「議論は約一年前に逆戻り、フィルムが巻き戻されていく、そういう感じに、振り出しに戻りました。しかし、国権の最高機関であるこの国会で、違憲のそしりを受けるような法律を成立させるわけにはいきません。』<sup>2)</sup>という拒否的態度の野党に対し、安全保障環境の変化を踏

まえ、新たな法整備の必要性を説く与党の間で議論は平行線を辿り、国会外における法案反対運動をメディアが大きく取り上げたことも相まって、国民の理解は遅々として進むことはなかった。しかも、その一方では集団的自衛権の行使を容認する上記法律の成立に先駆けて、今までの文民統制の在り方を変える防衛省設置法の改正が行われたことも含めるならば、第189国会は、我が国の安全保障政策の舵を切る重要な役割を果たしたにもかかわらず、その国会審議に対する検証の動きが見受けられないのはいかがなものであろうか。このような問題意識を基に、本小論においては今後、我が国の安全保障にとって今後の政策課題となり得るであろう①米軍等の部隊の武器等防護、②出口戦略の有無、③文民統制の在り方、④米国の対テロ戦争との関係について、それらが今回の国会において如何に議論されたのかという点を明らかにしたい。

## II. 米軍等の部隊の武器等防護

第189国会審議が、主に集団的自衛権の行使容認の可否をめぐって展開されたのは周知の通りであり、その結果、防衛出動を定めた自衛隊法（以下「隊法」と略。）第76条第1項の改正により自衛権行使の3要件の一つとされてきた「我が国に対する外部からの武力攻撃」に、新たに「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃」が付け加えられたことで、自衛隊は集団的自衛権に基づき武力を行使できるようになった。しかし、それは飽くまでも我が国の存立が脅かされ、国民の生命等の権利が根底から覆される極めて限られた条件に基づく有事に備えるためのものであって、平時を対象としたものではない。むしろ、それ以上に重視すべきは今回の法改正において新たに米軍等の部隊の武器等防護が定められたことであり、それが有事に限定したのではなく平時においても適用されるという点において、集団的自衛権以上に現実的な問題を含んでいると言わざるを得ないということである。因みに、その新設条項の全文は次の通りである。

### 隊法第95条の2

自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

つまり警護任務を付与された自衛官は、平時であっても米軍等の部隊を防護するために武器を使用できることとなったのであり、外形上は集団的自衛権の行使と受け取られかねない危険性があるのではないかといった批判が起きるのも当然といえる。衆議院平和安全法制特別委員会で日本共産党の宮本（徹）委員が、日本の防衛に資する活動に従事している空母自身は戦闘現場と呼ばれる地域にいないけれども戦闘現場に向かって戦闘機が飛び立つ、こういう場合の空母を自衛隊が警護することは法理上可能とする政府答弁に対して、「これがどうして武力行使と一体化しないと言えるのか、(略) 平時から、そして重要影響事態でも、この九十五条の二というのは、米軍を警護し、そして重要影響事態から進んで、武力攻撃事態や存立危機事態になった場合は今度は自衛権や集団的自衛権の行使として米軍の防護が続けられる (略)。切れ目のない安全保障と言いますけれども、この法律の仕組みというのは、切れ目のない米軍防護になる」と批判するとともに、標準交戦規則の共通化を求める米軍を防護するという道に踏み出すということが、ためらわずに先制攻撃をする米軍の活動に自衛隊が巻き込まれる危険もある道と指摘したことは、現実には起こり得る問題として検討に値すると言わざるを得ない<sup>3)</sup>。一方、これに対して政府は、米軍等の部隊の武器等防護は武力攻撃に至らない侵害から防護するための極めて受動かつ限定的な必要最小限の行為であり、「条文でも定めておりますが、現に戦闘行為が行われている現場で警護は行わないということを明記しております、自衛隊による警護が米軍等による武力行使と一体化をしないということを担保」とともに、「これによって、自衛隊が武力の行使に及ぶことがなく、武器の使用を契機として国または国に準ずる組織との戦闘行為に発展するというものもないようにしている」とする防衛大臣の答弁に象徴されるように、法案の条文解説に終始したため、現実的視点に立つ野党と教条的視点に立つ政府の間で、最後まで議論は噛み合わないまま、国会審議の中身が単なる時間との戦いとなってしまったのは悔やまれてならない<sup>4)</sup>。

そして米軍等の部隊の武器等防護に関し、国会審議で取り上げられなかった問題として注目すべきは、防護の要件とされる「我が国の防衛に資する活動」に「共同訓練」が含まれていることである。日米共同訓練を例に挙げると、それが日本の防衛に資する目的で行われていることは言うまでもなく、また訓練と実戦は別物という認識が一般的であることからするならば、隊法第95条の2第1項本文の「我が国の防衛に資する活動」の後に「共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。」という文言が挿入されたのは何を意味しているのか。それを考える上で、参考となるのが2002年に実施された米比合同軍事演習（通称「バリカタン02-1」という。）であり、両国軍隊が共同訓練を通じて相互運用性を向上させ、外部からの侵略やテロリズムに備えることを目的に、それ以前はテロの脅威のない北部ルソン島で行われてきたが、同年実施された演習では、テロ組織アブ・サヤフの根拠地がある南部ミンダナオ島を舞台に米比両軍合わせて4,460名が参加し、6か月間にわたってアブ・サヤフ掃討作戦が実際に行われ、その結果アブ・サヤフを代表するスポークスマンのアブ・サバヤ容疑者を殺害する戦果を挙げるに

至ったのである<sup>5)</sup>。つまり2002年の米比合同軍事演習は訓練に名を借りた実戦そのものであり、これは訓練が容易に実戦に転化し得る現在の安全保障環境というものを我々に教えている。因みに、演習に参加した米軍の特殊部隊員はフィリピン軍の部隊に配置されたものの、ゲリラとの戦闘行為に直接参加することはなく、また彼らは交戦規則によって自衛の場合に限り武器の使用が許されていたとされる<sup>6)</sup>。そして、この現実を踏まえるならば、隊法第95条の2が、自衛官による自衛隊の武器等防護を定めた隊法第95条とは異なる安全保障環境の変化に基づく新たな意味を有していることは明らかであり、この点について国会での審議が全く行われなかったことは問題と言わざるを得ないであろう。

### Ⅲ. 出口戦略の有無

戦後の我が国の安全保障政策をめぐる国会審議が、常に他国の軍事紛争に日本が巻き込まれることを危惧する、いわゆる巻き込まれ論を中心に繰り広げられてきたことは周知の通りであり、平和安全法制関連2法を審議した第189国会もその例外とはなり得なかった。衆議院平和安全法制特別委員会の質疑において、そのトップに立った与党自民党の高村委員が「五五年体制中、一定の抑止力が必要なのか、それとも、そんなものを持つから巻き込まれるのか、戦争になるのか、そういう議論がずっと続いてきた」と述べるや、野党民主党的岡田委員も「本題に入る前に、ただ、ちょっと気になることを、先ずお聞きしたいと思います。それは、一九六〇年の日米安保改定時のいわゆる巻き込まれ論であります。」と言って互いに質問の口火を切った姿は、依然としてその影響力が無視できないものであることを示している<sup>7)</sup>。そして、4月1日の参議院予算委員会において社会民主党の福島委員が、「これは集団的自衛権の行使を認め、後方支援という名の下にまさに武器弾薬を提供するわけですから、戦争ができることになる、(略)これを戦争法案、戦争ができるようになる法案ですから、そのとおりです。」<sup>8)</sup>と発言したのを嚆矢に、法案提出後の5月26日の衆議院本会議において日本共産党の志位委員長も、「安倍政権は、この法案を平和安全と銘打っていますが、我が党は、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦争法案というのが正体だと考えています。」<sup>9)</sup>と表明したことから、戦争法案という呼び名が巻き込まれ論と一体となって独り歩きするに至る。そのために戦後の安保法制では過去最長となる審議時間を費やししながら、自衛隊の活動参加の可否をめぐる入り口の議論に終始し、参加後の自衛隊の撤収をめぐる出口戦略(Exit Strategy)が、ほとんど顧みられなかったのは問題と言わざるを得ない。因みに出口戦略とは、湾岸戦争で米国を勝利に導いた当時のパウエル(Colin L. Powell)統合参謀本部議長が、事前に戦争終結方法を周到に計画し、軍隊を撤収する条件を明らかにした上でなければ軍事介入に踏み切ってはならないとした考え方であり、最近でもイラク戦争後の長期に亘る占領統治の可否をめぐる出口戦略が厳しく問われる事態となった。翻って今回の平和安全法制関連2法の審議において、それはどのように扱われたのか。残念ながら、第189国会を通じて出口戦略をめぐる

議論が確認できたのは、7月8日の衆議院平和安全法制特別委員会における民主党の渡辺委員と中谷防衛大臣の間で交わされた以下のやり取りのみであった<sup>10)</sup>。

○渡辺（周）委員

「自衛隊法第七十六条の二項に「内閣総理大臣は、出動の必要がなくなったときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。」とありますけれども、そんなことはできるんですか。つまり、同盟国の要請に基づいて集団的自衛権を行使する、そこで我が国が、もうここまでやったから、我が国が考える最小限というのはここまでだ、だからここでやめるといことが果たして本当にできるんですか。そこまでちゃんと議論が詰まっているんですか。ちゃんとそこまでのスキームを含めて考えているんでしょうか。そこはいかがですか。」

○中谷国務大臣

「武力行使につきましては、主体的に判断をしまして。そこで、新三要件がございますが、新三要件を満たさない場合、これは、存立事態を認定した後、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に該当しなくなる場合、また、これを排除して、我が国の存立を全うし国民を守るための他の適当な手段がないと言えなくなった場合。これは三要件を満たさなくなるために武力の行使を終了しなければならない規定になっておりまして、これは存立危機事態の終結となるために、防衛出動を命ぜられた自衛隊は撤収することになります。（以下略。）」

○渡辺（周）委員

「もう一回お尋ねしますけれども、同盟国とともに、我が国の存立危機事態と認定をして武力攻撃、武力行使を行う、そうなった場合に、我が国は本当に主体性を持って、我々として、国が判断をする。もう存立危機事態ではなくなったということの判断を主体的にすることができる、そのためには誰がどのような形で判断するんですか。

私たちが懸念するのは、一度参加してしまえば泥沼化、長期化するような戦争に紛争当事国としてずっと参加をするという、出口なき、まさに泥沼化した長期戦の中に組み込まれることも排除できないのではないかと思います。そのところはちゃんと責任を持って、ないと言えるんでしょうか。そんなことが本当にできるんですか。」

上記の渡辺委員の更問に対して防衛大臣は、法律により行政府の判断のみならず国会による統制が確保されているとした上で、「我が国による武力の行使については主体的に判断することは言うまでもないわけでございまして、御指摘のように、同盟国が撤収しない限り抜けられなくなるとか泥沼化するとかいうことは断じてないということでございま

す。」と答えるのみであったが、本来ならば同盟国米国がイラクやアフガニスタンで軍事介入の泥沼化・長期化に苦悩した教訓を踏まえ、そのような事態に陥らないための具体的な方策を説明することで、国会審議を注視している国民の理解を求めるのが担当閣僚としての責務ではないか。その意味で法案の通り一遍の解説に終始したことは、説明不足と言われても仕方がない。なお、これに関して参議院平和安全法制特別委員会で法案採決が行われた後、鴻池委員長が記者団に対し、「時には野党寄りと非難されたりしていたが、どうしても政府側の不備な答弁が目立った。」と慨嘆したのも首肯できる<sup>11)</sup>。

このような問題点を考慮するならば、9月19日に平和安全法制関連2法が成立するとともに、自民、公明両党と日本を元気にする会、次世代の党及び新党改革による5党合意に基づく附帯決議が参議院平和安全法制特別委員会で議決され、更にそれを尊重する旨の閣議決定が行われたことは、今後の我が国の安全保障政策にとって重要な意義を有するものといえる。なぜなら、その附帯決議の第5項で、国会が自衛隊の活動の終了を決議したときには、政府は速やかにその終了措置をとることが義務付けられ、参加後の自衛隊の撤収のための出口が確保されることとなったからである<sup>12)</sup>。しかも、国会が決議によって終了措置を義務付けることのできる自衛隊の活動は、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態、PKO全てに及ぶことが、政府答弁書においても確認されるに至ったのである<sup>13)</sup>。確かに附帯決議そのものに法的拘束力はないとされてはいるものの、その政治的効力までは否定されないことを踏まえるならば、今後の平和安全法制関連2法の運用にあたって国会は、附帯決議に基づき政府の政策判断を監視、検証する政治的責任を負うことを改めて自覚する必要がある。

#### Ⅳ. 文民統制の在り方

集団的自衛権の行使を限定的に容認した平和安全法制関連2法の成立に先立って、第189国会において我が国の防衛政策の転換をもたらしたのが、文民統制に関する防衛省設置法の改正であり、その新旧条文は次のとおりである。

##### 【旧条文】

第十二条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。

- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に対する指示
- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関し防衛大臣の行う

## 一般的監督

### 【新条文】

第十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まって、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。

つまり今回の法改正において、防衛大臣が行う自衛隊の指揮監督にあたり、内部部局（以下「内局」と略。）の文官である官房長等が、大臣の補佐を通じて自衛隊の隊務に関与してきた体制を見直し、自衛官である幕僚長が自衛隊の隊務を専任し、官房長等と対等な立場で防衛大臣を補佐するように改められたのである<sup>14)</sup>。そして、その法改正の目的は、自衛隊に対する内局文官によるビューロクラティックコントロール（文官統制）という従来の批判に対して、政策的見地から行う官房長等の補佐と軍事専門的見地から行う幕僚長のそれを分離し、両者間の調整・吻合という条文の趣旨をより明確化して、防衛大臣によるシビリアンコントロール（文民統制）を確固たるものとするところにある<sup>15)</sup>。それでは今回の法改正は、その目的を実現したと言えるのであろうか。その答えは否であり、理由として①自衛官の経歴を有する防衛大臣という問題及び②自衛官の国会答弁の問題の二つを挙げることができる。

前者の問題については、現在の防衛大臣が防衛大学校第24期生であるのに対し、各自衛隊等の最上位の自衛官である統合幕僚長（同第21期生）、陸上幕僚長（同第23期生）及び海上幕僚長（同第23期生）が、それぞれ防衛大学校時代の上級生にあたるとともに、航空幕僚長（同第24期生）はその同期生でもあることから、文民である防衛大臣とその統制を受ける幕僚長という現在の政治的上下関係とは別に、防衛大学校時代における先輩・後輩という関係が及ぼす影響について、今後検討の余地が生じるに違いない。因みに米国における上記の問題の有無を見るならば、フォレストル（James V. Forrestal）初代長官以降、現在の第25代カーター（Ashton Carter）長官に至るまで陸海空及び海兵隊の士官学校出身者は一人もおらず、陸軍参謀総長を経験した軍出身のマーシャル長官ですら、それに該当しないことを鑑みるならば、国防長官が軍首脳との個人的関係を持たない米国に比べ、我が国は厳格さに欠けていると言わざるを得ないであろう<sup>16)</sup>。

また、後者の自衛官の国会答弁の問題についても、上級ポストの軍人に対する議会承認が制度化されている米国と、そのような制度のない我が国では事情が異なるものの、次期主力戦闘機の機種選定を議題とする参議院内閣委員会に、当時の航空幕僚長が説明員として出席した昭和34年以降、その例が途絶えたままになっていることは国会による文民統制という観点から検討の余地がある<sup>17)</sup>。なお、今回の第189国会では、統合幕僚長が前年12月の訪米時の米陸軍参謀総長との会談で、ガイドラインや安保法制が与党の勝利によ

り来年夏までには終了すると考えていると述べたことを捉え、日本共産党の委員から国会を無視しているとの批判が起り、統合幕僚長の国会招致を要求する事態にまで発展するに至った<sup>18)</sup>。しかし、そのような会談における言葉尻を捉えた統合幕僚長の国会招致に如何なる意義があるのか。果たして、そのような批判を行った委員は、今や統合幕僚長が防衛面において我が国外交の一翼を担っている現実を承知しているのだろうか。

試みに2015年1月～11月を例に統合幕僚長の活動を見るならば、米軍高官・米太平洋軍司令官との会談（6月）、米統合参謀本部議長との会談（7月）、アジア・太平洋諸国参謀総長等との会談（9月）、トルコ・エジプトとの参謀長級会談（11月）に参加するため外国を訪問する一方、国内においてスウェーデン国防軍最高司令官・米統合参謀本部議長（3月）、在日米軍司令官（6月）、タイ国軍司令官（7月）、オランダ・モンゴル国軍参謀総長（10月）、マレーシア国軍司令官・米統合参謀本部議長（11月）の公式訪問を受けるなど、防衛交流を通じた関係国との外交関係の構築に重要な役割を演じているのは紛れもない事実である<sup>19)</sup>。これを踏まえるならば、単なる言葉尻を捉えた党利党略的な理由ではなく、むしろ平和安全法制関連2法案そのものに対する軍事専門的意見を聴取するという理由で統合幕僚長を招致するほうが、今回の第189国会における審議にとって、どれほど重要な意義を有するかは改めて説明する必要もないであろう。

因みに平成9年に当時の橋本首相の指示で、それまで国会対応については内局の担当とすることを定めていた保安庁訓令第9号が廃止され、現在では各幕僚監部から幕僚長が国会に来て直接答弁したり、国会が直接、各幕僚監部の意見を聴取できるようになっているのであり、その趣旨を活用することが、「現場を熟知し、これらに精通している現役自衛官と直接論議ができれば、国民にとって有意義な安全保障論議が行われ（略）、一部にある我が国の国益に関わる重要な政策、法案を審議する国会が政策主張的、観念的論議中心で実態を踏まえた現実的な議論をしていないという批判に答えることにもなるのではないか」と思われる<sup>20)</sup>。このことを踏まえるならば、第189国会が防衛省防衛政策局長の政策的意見のみを聴取し、統合幕僚長の軍事専門的意見を聴くことなく平和安全法制関連2法を成立させるに至ったことは、審議不十分と言われても仕方がないであろう。

## V. 米国の対テロ戦争

### 1. 秘密活動をめぐる指揮権論争

米軍等の部隊の武器等防護をめぐる国会審議において、それが4月に改定された新日米防衛協力のための指針（以下「新ガイドライン」と略。）で新たに盛り込まれた「アセット（装備品等）の防護」と関係していることは、共産党の畑野委員の質問に対して防衛大臣が、「新ガイドラインとの整合性も図りつつ検討したものであります」と答弁していることから明らかである<sup>21)</sup>。更に新ガイドラインでは、それと同じく新たに、「領域横断



的な作戦（Cross-Domain Operations）」という考え方が盛り込まれ、我が国に対する武力攻撃を排除するため、自衛隊と米軍が複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的に、宇宙及びサイバー空間における脅威への対処や自衛隊及び米軍の特殊作戦部隊の協力などを行うことを取り決めている<sup>22)</sup>。そして今国会において、日本共産党の井上委員は、8月12日に発生した沖縄県での米陸軍ヘリによる着艦訓練失敗事案に関連して、その際同乗していた陸上自衛隊特殊作戦群の自衛官2名が負傷した事実を取り上げ、米軍の特殊作戦部隊の秘密主義と違法性が米国でも大きな問題となっているとして、ニューヨーク・タイムズ電子版の記事を根拠に、「今回の戦争法案がこういう米軍との軍事一体化を進める新ガイドラインの実行のための法律であること、(略) そのことが一層この特殊部隊の訓練で明らかになった」と指摘している<sup>23)</sup>。しかし上記の記事の背景に、軍事行動と秘密活動の境界が不明確となることで軍とCIAの指揮権をめぐる論争が生起し、そのような活動の透明性を確保するために連邦議会はどのように関与していくべきかといった議論が米国内で繰り返されているにもかかわらず、井上委員がこの点について言及したという記録は見当たらない<sup>24)</sup>。新ガイドラインにおいて新たに日米の特殊作戦部隊の協力が謳われ、そのための訓練が実際に行われている現実を踏まえるならば、軍とCIAによる秘密活動をめぐる議論は、我が国にとって決して無関係とは言えない。むしろ対等な同盟国として、我が国は自衛隊のパートナーである米軍に関する指揮権論争の動向に注目する必要がある、そうすることで初めて国会は、米軍と協力して作戦行動を行う自衛隊の透明性を担保することができるのではないだろうか。

そのような軍とCIAによる秘密活動をめぐる指揮権論争の発端となったのが、2011年5月1日から翌2日未明、パキスタン北部アボタバードでの米統合特殊作戦コマンド（Joint Special Operations Command、JSOCと略。）による9・11同時多発テロのビン・ラディン（Osama bin Laden）容疑者の殺害であり、論争はCIAの秘密活動を規定した合衆国法典第50編に基づき自ら指揮して行ったとするパネッタ（Leon E. Panetta）CIA長官の発言を契機に開始された<sup>25)</sup>。因みに合衆国軍隊を規定した同法典第10編に秘密活動は含まれておらず、今回のようにCIA長官の指揮を受けて軍の一部であるJSOCが合衆国法典で認められていない秘密活動に従事したことは前代未聞であることから、連邦議会図書館調査局も事件直後から問題視するに至ったのである<sup>26)</sup>。なお指揮権論争に関し、そのような軍とCIAによる秘密活動に肯定的な意見を表明するものとして、襲撃行為が軍の指揮下に実行されていることから合衆国法典第10編の伝統的な軍事行動であるとする武力紛争法が専門のバンクス（William C. Banks）シラキューズ大学教授、一方パネッタ発言の法的根拠である第50編に基づく秘密活動とするリッツォ（John Rizzo）前CIA法律顧問、更に今回の襲撃は今までにない新たな活動であるとして第10編と第50編を併せて第60編という新たな法的根拠を提唱するブレアー（Dennis Blair）前国家情報長官の、それぞれの意見を挙げる事ができる<sup>27)</sup>。

また軍とCIAの関係について看過できないもう一つの側面として、両者の活動領域のみ

ならず、その人的領域についても、境界が不明確となっている事実を挙げる事ができる。試みにウェブ上で公開されているCIAの準軍事作戦幹部・特技幹部の公募採用条件を見るならば、学士号の他に軍の特殊作戦又は戦闘経験を有し、かつそれは指揮・指導経験と同等であること、及び軍事心理戦か情報戦等のバックグラウンドを有していることといった軍歴が不可欠とされていることは、CIAの秘密活動が軍出身者によって担われていることを裏付けている<sup>28)</sup>。しかも、襲撃事件に先立つ2007年には、CIA長官の軍事問題補佐官ポストが新設され、CIAの文官とともに軍から将官が出向して、軍とCIAによる統合活動の計画調整等を担任していること、更に2011年7月にパネッタ長官（当時）が国防長官に、その2か月後には入れ替わりにペトレアス陸軍大将（当時）が軍の退役と同時にCIA長官に就任したこと等を鑑みるならば、軍とCIAの間における人的領域の境界は、既に撤廃されているといっても過言ではない<sup>29)</sup>。

## 2. 指揮権論争の問題点

指揮権論争に関しては、前項で紹介した意見とは対照的に、軍がCIAの秘密活動に関与することに否定的な考えも存在する。クラッパー（James R. Clapper, Jr）国家情報長官は、情報担当国防次官在職時に議会において、実施機関が政府であることを秘匿する目的の秘密活動は行わない代わりに、軍隊は単に方法・手段を秘匿する目的の隠密行動を行うことは認められており、反って軍人が秘密活動に参加することはジュネーブ条約で認められた戦闘員の権利を危うくすることから、軍はCIAの秘密活動とは一線を画す必要があると述べている<sup>30)</sup>。また同じく、米戦争大学のバーガー陸軍中佐も、秘密活動の軍人を従事させること及び軍の指揮命令系統以外で軍人を運用することが戦争法による保護を危うくするとの立場から、合衆国法典第10編と第50編を一体化した第60編を創設する考えに反対する論文を発表し、それが2012年の国防長官の論文コンテストで入賞したことは、国防総省においても同中佐の考えが有力であることの証左と見ることもできるのではないだろうか<sup>31)</sup>。しかしながら、今後も軍とCIAの一体化の流れが変わらない限り、戦闘員としての法的保護が不安定な戦場において米軍兵士が作戦に従事せざるを得ない状況は変わることはなく、むしろ、それ以上に今回の論争で明らかになった問題点は、秘密活動に従事するCIA工作員の規律や秘密活動の公然化による対外関係への影響である。

CIA工作員が軍隊の構成員でないことから、戦闘間及び捕虜となった場合に米軍兵士が遵守すべき行動規範が適用されないことは、軍の特殊作戦部隊との共同行動が常態化し、敵対勢力に拘束される危険性が高まっている現在、作戦全体を左右しかねない問題に発展する可能性を秘めている。因みに行動規範とは、朝鮮戦争において多くの米軍捕虜が中共軍や北鮮軍による洗脳等の思想工作の被害を受けた苦い教訓を踏まえ、当時のアイゼンハワー大統領が1955年に行政命令により米国の軍隊構成員に義務付けた履行規範を指し、捕虜となっても敵対国による宣誓解放や特別待遇を拒否するとともに、祖国や同胞を裏切

るいかなる行為も行わないといった具体的な遵守行為が定められているほか、特に行動規範に違反した場合、統一軍事裁判法に定める利敵行為として刑罰の対象とされている<sup>32)</sup>。これがCIA工作人員には適用されないため、彼らが敵対勢力の思想工作の脅威に曝されることは軍の作戦遂行上、好ましくないとの理由から、彼らを規律するための新たな行動規範の策定が必要との意見も挙がっている<sup>33)</sup>。なお、1993年のソマリア人道介入において多数の米軍兵士が犠牲となったことから、当時のピーターズ（Ralph Peters）米陸軍少佐はその論文において、今後10年以内に米陸軍が直面する敵は欧米の規律ある「兵士」ではなく、常軌を逸した野蛮で暴力に慣れ、文明の秩序に従わない「戦士」という新たな階層集団であり、彼らとの間では交渉や妥協の余地はないと断じているが、昨今のイスラム教過激派組織ISISがグローバル・ジハード主義思想とソーシャル・ネットワークを駆使した宣伝戦によって、欧州を含む世界各地から戦士を育成・吸収している現状を踏まえるならば、上記の新たな行動規範を策定する必要性も頷けるであろう<sup>34)</sup>。

一方、CIAによる暗殺を禁じた行政命令について、米陸軍法務学校のハーダー（Tyler J. Harder）教授は、2001年9月の上下両院合同決議を根拠にビン・ラディン又はアルカイダのメンバーを殺害することは将来の攻撃に対する自衛であって暗殺ではないとした上で、そのような行政命令は無視すべきとする論文を発表している<sup>35)</sup>。なお同論文の趣旨は、飽くまでも軍の作戦行動に対する行政命令の拘束力を排除することであり、CIAの秘密活動については言及していないが、もはや軍事行動と秘密活動の境界が曖昧化するに至っている現状を踏まえるならば、そのような考えが軍と一体化したCIAの秘密活動にも適用される余地があると見るのが自然であろう。その証拠に、今ではCIAによる無人攻撃機を使用したテロリストの殺害行為が「標的殺害」と呼称され、暗殺とは異なるものとして行政命令の束縛を受けないまでになっている。このことは、かつてCIAの秘密活動を国際法に合致させようと試みたリースマン（W. Michael Reisman）イエール大学ロー・スクール教授とベーカー（James E. Baker）国務省法律顧問の両名による先駆的研究において、「秘密裏に達成する活動は明白に合法的であるべき」とする考えを逆手にとって、具現する皮肉な結果となっている<sup>36)</sup>。

そして、これらとともに看過できない問題が、秘密活動の舞台となった関係国との外交関係に重大な影響を及ぼしている事実である。今回、自国領内で事前の連絡もなくビン・ラディンの殺害を許す結果となったパキスタンでは、その1か月半後に最高裁上級判事を委員長とするアボタバード調査委員会が設置され、そのような失態を招いた政府当局の対応について原因究明が行われる事態となった。アル・ジャジーラによってリークされた、その調査報告書によれば、今回の米国によるビン・ラディン殺害は、同盟国であるパキスタンに対する完全な不意打ち、裏切り及び背信行為であり、1971年の東パキスタンの分離独立以来の最大の屈辱、最悪の失策であると断罪するほど、米国との関係は修復困難なまでに悪化したのである<sup>37)</sup>。折しも2014年11月に、イスラム武装勢力のパキスタン・タリバン運動（TTP）が、過激派組織ISIL（現在のISIS）の使節団の訪問を受け容れた事実

を踏まえるならば、米国の軍とCIAが一体となった秘密活動は、今や重大な岐路に立たされているといっても過言ではない<sup>38)</sup>。

## VI. おわりに

軍とCIAの指揮権論争に現れた米国の対テロ戦争の問題に鑑みるならば、今回の新指針に盛り込まれた「領域横断的な作戦」の一環である自衛隊と米軍の特殊作戦部隊同士の協力が、結果として自衛隊が米軍を介してCIAの指揮する秘密活動に関わる可能性を否定することは難しいであろう。なお、これに対する我が国の関心の有無については、新田京子・外務省北米局北米第二課課長補佐（当時）による論考で、「CIAとペンタゴンの境界も、パラ・ミリタリー活動の分野で、無人偵察機による攻撃などにより低くなっている。」との簡単な指摘が見られる外は、国会図書館調査及び立法考査局や防衛省防衛研究所においても調査研究の対象となっていないのが現状である<sup>39)</sup>。今や集团的自衛権が現実味を帯び、日米防衛協力が緊密の度を加える中、軍とCIAの一体化の問題が関係国との外交関係に重大な影響を及ぼしている現実を踏まえるならば、そのような異端児を産み落とした米国の対テロ戦争に関する臨床研究は、これからの我が国にとって必要不可欠と言わざるを得ないであろう。

安倍首相は、平和安全法制関連2法成立後の9月25日の記者会見において、「戦後最長、8カ月間にわたった通常国会は正に戦後以来の大改革を成し遂げる歴史的な国会となりました。」と述べた上で、野党3党との「真摯な政策協議の結果、(略)自衛隊出動について、国会承認など民主的統制を強化することで合意いたしました。」と強調するとともに、その後の記者との質疑応答においても、「真摯な協議の結果、民主的統制を強化することで合意に至り、野党3党の賛成も得ることができた。」と答え、国会の関与の在り方が協議の中心課題であったことを明らかにしている<sup>40)</sup>。それでは本当に首相が強調するように、国会による民主的統制は強化されたと言えるのだろうか。試みに附帯決議の第9項を見るならば、その後段において、「平和安全法制に基づく自衛隊の活動に対する常時監視及び事後検証のための国会の組織の在り方、重要影響事態及びPKO派遣の国会関与の強化については、両法成立後、各党間で検討を行い、結論を得ること」<sup>41)</sup>とされ、国会による民主的統制強化のための具体的課題が明示されているが、未だにその結論が得られたとする報道には接していない。

その一方、12月16日に防衛省で実施された第49回自衛隊高級幹部会同における訓示の中で、首相は、陸海空自衛隊が各国の陸海空軍と、戦術的關係にとどまらず、地域や世界における平和と安全にいかにか寄与していくかという「戦略的な国際防衛協力」を推進することにより、政権が地球儀を俯瞰する視点で展開する、戦略的な外交・安全保障政策の一翼を自衛隊も担うよう要望した<sup>42)</sup>。これは、ある意味日米防衛協力の国際版といっても過言ではなく、平和安全法制関連2法の成立以降、それに基づく整備が着々と進行し自衛

隊の活動領域が益々拡大していくことを示唆している。そして、これを前述した米国の対テロ戦争の問題及び附帯決議の履行遅延状況と比べたとき、今後も国民の自衛隊への信頼を維持し続けるために、国会による民主的統制の実質的な強化が喫緊の課題と考えるのは筆者だけであろうか。

## 参考文献

- 1) 内閣官房「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日国家安全保障会議決定、閣議決定)、<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/anpohosei.pdf>、2015.1.30 08:30及び『産経新聞』2015年9月17日付。
- 2) 第百八十九回国会、衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録(以下「衆議院平和安全法制特別委員会議録」と略。)第十号、平成二十七年六月十五日、1~2頁、長島(昭)委員発言、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18906150298010.pdf>、2015.12.11 19:45。
- 3) 前掲、衆議院平和安全法制特別委員会議録第八号、平成二十七年六月十日、46頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18906100298008.pdf>、2015.12.11 19:55。前掲、衆議院平和安全法制特別委員会議録第十二号、平成二十七年六月十九日、21頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18906190298012.pdf>、2015.12.11 20:05。
- 4) 前掲、衆議院平和安全法制特別委員会議録第八号、平成二十七年六月十日、46~47頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18906100298008.pdf>、2015.12.11 20:35。
- 5) Eric C. Ramos, "RP-US Balikatan Exercises: A Peace-Building Tool for Mindanao?," Naval Postgraduate School, December 2005, PP. 47・61, <http://www.dtic.mil/dtic/tr/fulltext/u2/a443377.pdf>、2015.12.8 23:03。
- 6) Ibid., P.61.
- 7) 前掲、衆議院平和安全法制特別委員会議録第三号、平成二十七年五月二十七日、1・7頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18905270298003.pdf>、2015.12.11 22:05。
- 8) 第百八十九回国会、参議院予算委員会会議録第十五号、平成二十七年四月一日、44頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0014/18904010014015.pdf>、2015.12.12 20:45。
- 9) 官報号外、衆議院会議録第二十八号、平成二十七年五月二十六日、17頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0001/18905260001028.pdf>、2015.12.12 21:39。

- 10) 第百八十九回国会、衆議院平和安全法制特別委員会議録第十八号、平成二十七年七月八日、13頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0298/18907080298018.pdf>、2015.12.12 21:45。
- 11) 『産経新聞』平成27年9月18日付朝刊。
- 12) 正式名称は「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に対する附帯決議（以下「附帯決議」と略。）」という。テキストは内閣官房ホームページの「平和安全法制等の整備について」を参照、[http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei\\_seibi.html](http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html)、2015.9.19 22:35。
- 13) 内閣参質一八九第三三一号、平成二十七年十月六日、参議院山田太郎君提出我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に対する附帯決議に関する質問に対する答弁書、二の1から3までについて、<http://www.sangiin.go.jp/japanese/johol/kousei/syuisho/189/toup/t189331.pdf>、2015.12.13 18:58。
- 14) 防衛省大臣官房「防衛省設置法等の一部を改正する法律案－防衛省設置法における所掌事務規定等の整備について」第12条関係、平成27年3月、[http://www.mod.go.jp/j/presiding/pdf/189\\_150306/02.pdf](http://www.mod.go.jp/j/presiding/pdf/189_150306/02.pdf)、2015.12.17 17:35。
- 15) 同上、なおビューロクラティックコントロールという従来の批判については、第百七十回国会、参議院外交防衛委員会会議録第十号、平成二十年十二月十六日、4頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/170/0059/17012160059010.pdf>、2015.12.18 20:30を参照。また政府は、平成27年3月6日の衆議院予算委員会の席上、内部部局の文官が部隊に対し指揮命令をするという関係にはないとする統一見解を表明している（第百八十九回国会、衆議院予算委員会議録第十五号、平成二十七年三月六日、14頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/189/0018/18903060018015.pdf>、2015.12.17 21:00。
- 16) Office of the Secretary of Defense, Historical Office, DoD History, Secretaries of Defense, <http://history.defense.gov/DODHistory/SecretariesofDefense.aspx>、2015.12.20 21:00。
- 17) 第三十三回国会、参議院内閣委員会会議録第五号、昭和三十四年十一月二十六日、1～21頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/033/0388/03311260388055.pdf>、2015.12.20 10:00。三輪さち子「自衛隊の制服組「求められれば国会答弁」統合幕僚長」『朝日新聞デジタル』2015年2月26日19時44分、<http://www.asahi.com/articles/ASH2V54Z0H2VUTFK00F.html>、2015.11.09 20:15。
- 18) 第百八十九回国会、参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会

- 会議録（以下「参議院平和安全法制特別委員会会議録」と略。）第十五号、平成二十七年九月二日、27～28頁、仁比発言、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0192/18909020192015.pdf>、2015.12.11 10:50及び同第十九号、平成二十七年九月十一日、17頁、仁比発言、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0192/18909110192019.pdf>、2015.12.11 11:05。
- 19) 防衛省統合幕僚監部報道発表資料、<http://www.mod.go.jp/js/Press/press.htm>、2015.12.22 23:14。
- 20) 第七十回国会、参議院外交防衛委員会会議録第十号、平成二十年十二月十六日、3頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/170/0059/17012160059010.pdf>、2015.12.17 19:56。堀田光明「自衛官の国会出席問題を考える」『立法と調査』276号、平成20年1月25日、2頁、[http://www.sangiin.go.jp/Japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2008pdf/20080125002.pdf](http://www.sangiin.go.jp/Japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2008pdf/20080125002.pdf)、2015.12.20 21:35。
- 21) 前掲、衆議院平和安全法制特別委員会会議録第十八号、平成二十七年七月八日、38頁。
- 22) 防衛省「日米防衛協力のための指針」2015年4月27日、10～11頁、[http://www.mod.go.jp/j/approach/ampo/shishin/pdf/shishin\\_20150427.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/ampo/shishin/pdf/shishin_20150427.pdf)及びDepartment of Defense, The Guidelines for U.S.-Japan Defense Cooperation, April 27, 2015, p.6・17、[http://www.defense.gov/pubs/20150427\\_-\\_GUIDELINES\\_FOR\\_US-JAPAN\\_DEFENSE\\_COOPERATION\\_FINAL&CLEAN.pdf](http://www.defense.gov/pubs/20150427_-_GUIDELINES_FOR_US-JAPAN_DEFENSE_COOPERATION_FINAL&CLEAN.pdf)、いずれも2015.4.30 20:56。
- 23) 前掲、参議院平和安全法制特別委員会会議録第十二号、平成二十七年八月二十五日、31～34頁、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0192/18908250192012.pdf>、2015.12.26 11:00。
- 24) Mark Mazzetti, Nicholas Kulish, Christopher Drew, Serge F. Kovaleski, Sean D. Naylor and John Ismay, "SEAL Team 6: A Secret History of Quiet Killings and Blurred Lines," *The New York Times*, June 6, 2015, <http://mobile.nytimes.com/2015/06/07/world/asia/the-secret-history-of-seal-team-6.html>、2015.12.26 13:15。
- 25) PBS Newshour, CIA Chief Panetta: Obama Made 'Gusty' Decision on Bin Laden Raid, May 3, 2011, [http://www.pbs.org/newshour/bb/terrorism-jan-june11-panetta\\_05-03/](http://www.pbs.org/newshour/bb/terrorism-jan-june11-panetta_05-03/)、2014.12.15 20:05。
- 26) 10 U.S.C 167—Unified Combatant Command for Special Operations Forces, U.S. Government Publishing Office, Page 159, <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title10/pdf/USCODE-2011-title10-subtitleA-partI-chap6-sec167.pdf>、2015.12.23 21:20。John Rollins, *Osama bin Laden's Death: Implications and Considerations*, CRS Report for Congress R41809, May 5, 2011, pp.1-4, <http://www.fas.org/sgp/crs/terror/R41809.pdf>、2014.10.5 21:30。
- 27) American Bar Association's Standing Committee on Law and National Security,

Event Summary : The bin Laden Operation-The Legal Framework, Written by Matthew C. Dahl, [http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/litigation/materials/sac\\_2012/50-7\\_nat\\_sec\\_bin\\_laden\\_operation.authcheckdam.pdf](http://www.americanbar.org/content/dam/aba/administrative/litigation/materials/sac_2012/50-7_nat_sec_bin_laden_operation.authcheckdam.pdf), 2014.1.29 20:30。

- 28) Central Intelligence Agency, Careers & Internships, Paramilitary Operations Officer/Specialized Skills Officer, Posted:Apr 21,2007 06:18 PM, Last Updated: Mar 25, 2014 10:58 AM, <https://www.cia.gov/careers/opportunities/ clandestine/paramilitary-operations-officer- apelialized-skills-officer.html>, 2014.11.17 22:05。
- 29) CIA, Offices of CIA, Military Affairs, History, <http://www.cia.gov/offices-of-cia/military-affairs/history.html>, 2015.1.26 09:35。
- 30) Marshall Curtis Erwin, Covert Action : *Legislative Background and Possible Policy Questions*, CRS Report for Congress RL 33715, April 10, 2013, pp.9-10, <http://www.fas.org/sgp/crs/intel/RL33715.pdf>, 2013.12.28 10:50。
- 31) Joseph B. Berger, "Covert Action : Title 10, Title 50, and the Chain of Command," *Joint Force Quarterly*, Issue 67, 4<sup>th</sup> quarter 2012, pp.33・37-38, [http://ndupress.ndu.edu/Portals/68/Documents/jfq/jfq-67\\_32-39\\_Berger.pdf](http://ndupress.ndu.edu/Portals/68/Documents/jfq/jfq-67_32-39_Berger.pdf), 2013.12.28 11:05。
- 32) National Archives, Executive Order 10631-Code of Conduct for members of the Armed Forces of the United States, <http://www.archives.gov/federal-register/codification/executive-order/10631.html>, 2015.4.6 20:35。なお宣誓解放とは、捕虜となった者が再び軍務に就かない旨の宣誓を行った場合は解放されることがあるとする陸戦の法規慣例に関する規則第10～12条が定める制度であり、宣誓を行った捕虜が本国に送還された後、宣誓に反して再び兵器を操り、その結果、再度捕虜となった場合は捕虜としての権利を失うものとされている。
- 33) Charlotte M. Liegl-Paul, "Civilian Prisoners of War : A Proposed Citizen Code of Conduct," *Military Law Review*, Vol. 182, Winter2004, p. 121, [https://www.loc.gov/rr/frd/Military\\_Law/Military\\_Law\\_Review/pdf-files/182-winter-2004.pdf](https://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/Military_Law_Review/pdf-files/182-winter-2004.pdf), 2014.12.28 10:58。
- 34) Ralph Peters, "The New Warrior Class," *Parameters, US Army War College Quarterly*, Summer 1994, <http://strategicstudiesinstitute.army.mil/pubs/parameters/Articles/1994/peters.htm>, 2014.9.4 11:00。
- 35) Tyler J. Harder, "Time to Repeal the Assassination Ban of Executive Order 12,333 : A Small Step in Clarifying Current Law," *Military Law Review*, Vol.172, June 2002, pp. 34,39, [https://www.loc.gov/rr/frd/Military\\_Law/Military\\_Law\\_Review/pdf-files/276489~1.pdf](https://www.loc.gov/rr/frd/Military_Law/Military_Law_Review/pdf-files/276489~1.pdf), 2014.12.28 11:30。
- 36) W. Michael Reisman and James E. Baker, *Regulating Covert Action : Practices, Contexts, and Policies of Covert Coercion Abroad in International and American Law*



*of War*, Cambridge University Press, 1992, p.141.

- 37) Abbottabad Commission, Document : Oakistan's Bin Laden Dossier, Al Jazeera English on 15 July 2013, pp.288,302 and 304, <http://www.aljazeera.com/news/asia/2013/07/20137813412615531.html>, 2014.10.5 21:35。
- 38) 『産経新聞』平成26年11月14日付朝刊。
- 39) 新田京子「インテリジェンス活動に関する監査 (oversight) 制度」日本国際問題研究所『米国の情報体制と市民社会に関する調査』2003年所収、[http://www2.jiia.or.jp/pdf/america\\_centre/h14\\_info\\_system/04\\_nitta.pdf](http://www2.jiia.or.jp/pdf/america_centre/h14_info_system/04_nitta.pdf), 2015.4.30 21:35。
- 40) 首相官邸、安倍内閣総理大臣記者会見、平成27年9月25日、[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement/2015/0925kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/0925kaiken.html), 2015.12.28 22:30。
- 41) 前掲、附帯決議第9項。
- 42) 首相官邸、平成27年12月16日 第49回自衛隊高級幹部会同 安倍内閣総理大臣訓示、[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement/2015/1216kunji.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2015/1216kunji.html), 2015.12.29 22:21。



# 企業が目指すべき新たな契約像 —契約ライフサイクル視点からの分析—

## New Legal Concept of Contracts for Corporations from the Viewpoint of Contract Life Cycle

大久保 紀彦

Norihiko OKUBO

大阪経済法科大学 法学部准教授

### 目次

- I. はじめに
- II. 民法（債権関係）改正
- III. 企業にとっての契約
- IV. システム開発契約の民法上の位置づけ
- V. 「契約の締結」（フェーズ1）に関わる問題
- VI. 「契約の不履行」（フェーズ2）に関わる問題
- VII. おわりに

キーワード：契約法・契約のライフサイクル・履行障害・UNIDROIT・企業法務

### I. はじめに

「契約に関する規定」を中心とする5年余にわたる民法の抜本的改正作業のうへ、民法改正法案が2015年通常国会に上程されて継続審議中であり、各企業とも大きな関心を寄せている。市民のための法とされる民法だが、家族法部分を除けば、民法が想定する経済的活動主体かつ法的規律対象とされているのは、個人および企業などの法人なのである。さらにいえば、現代の契約のほとんどは、当事者の少なくとも一方が企業となっているものだということになるだろう。

このような文脈で21世紀の契約社会を展望するとき、企業として目指すべき契約像がいかにあるべきかを考えることの意義は大きい。また、250超に及ぶ条文順の民法改正項目の全体像をとらえていくうえでは、何らかの切り口で分析していく必要があるだろう。

そのような考えのもと、本稿<sup>(1)</sup>では、企業の契約実務と一致する契約のライフサイクルの視点から、民法改正項目の中でも特に重要と考えられる項目を選び、分析を加えていくこととしたい。

## Ⅱ. 民法（債権関係）改正

### 1. 民法改正の経緯と現状

2009年の法務大臣諮問第88号を受けた法制審議会における民法改正作業は、同審議会における民法（債権関係）部会において進められ、2014年8月には要綱仮案の取りまとめを終え、2015年2月に法制審議会から要綱が法相に提出された。その後、2015年3月31日に民法改正法案が国会に提出され、継続審議となっている。

今回の民法改正は、1896年制定以来、財産法分野におけるはじめての抜本的改正であり、債権法改正とも称されるが、国民生活に最も関係の深い「契約に関する規定」が改定対象となっている。

企業・個人の市場における経済活動の法的実態は、多種多様な数多くの契約の繰り返しである。現代社会における個人の生活者としての活動は、コンビニ・スーパーでの物品購入、宅配・交通機関・医療機関の利用、電力・ガスの使用などで彩られるが、それぞれは財・サービス提供事業者等との契約によって実現されている。それぞれを事業者側の視点で裏から見れば、企業活動も契約の繰り返しだといえることができる。

「契約に関する規定」は企業・個人の経済活動を「ゲーム」と考えた場合の基本的「ルール」である<sup>(2)</sup>とも言え、今回の民法改正は、企業にとっても大きな関心事項である。分科会を含め100回を超える審議が行われている部会のメンバーには、当然ながら企業側の委員も参加しており、「経済界」を代表した意見がインプットされてきた。また、パブリックコメントに付された「中間論点整理（2011年5月）」、「中間試案（2013年3月）」には、経済団体、業界団体、企業からも意見が出されてきている。

### 2. 企業としてとるべきスタンス

法律改正の議論の場において、法律の「ユーザー」である者が、特定のセグメントのみの短期的利害も含めて意見を提出すること自体は誤りではなく、むしろより良きコンセンサス形成に向けて、必要なものである。今回の民法改正については、代表民主主義制のもと国会審議の後可決されれば、法改正となっていくこととなる。

したがって、現時点に至って各企業がとるべき対応としては、様子見のフェーズは過ぎ、民法改定後に向け、それぞれが行っている契約に関する検討を開始し、各企業のスタンスを固めていくべき時期に入っているといえることができよう。

筆者は電気通信事業を営む企業における契約・法務の実務経験を有し、研究に携わる者として、これまでも前述の「中間論点整理」、「中間試案」における全論点を分析してきた<sup>(3)</sup>ところであり、また、比較法的見地からの民法改正議論に資するべく検討材料提供のための研究<sup>(4)</sup>に取り組んできた。民法改正法案の国会上程が予定されている2015年は、

電気通信事業への競争導入・公社民営化とそれに伴う電気通信役務の契約約款が策定されてから、30年目にあたる。この間のグローバル化、インターネット・モバイルのコモディティ化などの市場環境の変化はここで指摘するまでもないし、景気変動周期説に立つか否かは別として世界経済・景気のベクトルを感じる向きは多いだろう。

本稿は、このような時代認識に立ち、企業にとってめざすべき契約像はどのようなものであるかを検討・再考していくうえでの序論として著すものである。

### Ⅲ. 企業にとっての契約

#### 1. 企業一般にとっての契約

まず、企業一般にとっての契約の意義について考えていきたい<sup>(5)</sup>。市場における経済活動は、前述のとおり多種多様な契約の繰り返しだが、各企業の活動においては、それぞれが提供する財・サービスに応じて、顧客との間で特定の種類の契約が大量反復して行われている。すなわち、メーカーや流通業者であれば製品・商品を販売することで収益をあげる訳だから売買契約は不可欠のものであり、貸付けによる利子収入を利益の源泉とする金融業においては消費貸借契約が反復して行われ、CD/DVDレンタル業では賃貸借契約が繰り返されているといった具合だ。

しかし、企業にとっての取引相手は川下の顧客だけではなく、川上にあたる相手、すなわち経営資源の調達先であるサプライヤーにもなる。最もわかりやすい例は、メーカーにおける原材料調達や、流通業における仕入のために取引先と結ぶ売買契約であるが、あらゆる企業は、土地およびオフィスビルなどの不動産から消耗品に至るまで、何らかの売買契約の当事者となっている。身軽な経営が求められる今日では、不動産は賃貸借契約によって調達することも多いだろう。また、あらゆる企業にとって必要となる経営資源は、「モノ」だけでなく「カネ」、「ヒト」、「情報」に及ぶ訳だから、金銭消費貸借契約、雇用契約、請負契約、委任契約など、多種多様な契約を結んでいくこととなる。

今回の民法改正にあたって各企業は、主に自社が商品・サービスを提供する場面において大量反復的に行う特定種類の契約に対する影響という観点から、業界単位で様々な検討をし、また意見提出も行ってきている。しかし、このようにあらゆる企業は、経営資源調達という場面においては、サプライヤーから商品・サービスの提供を受ける立場で、多種多様な契約の当事者にもなっているのである。

したがって、各企業ともに自らの事業遂行において顧客との間で締結する特定種類の契約についてのみならず、サプライヤーとの間で締結する契約についても、民法改正の全体像を理解しておく必要があると言える。

## 2. 電気通信事業者にとっての契約

電気通信事業者にとって、まず「契約」と言えば事業上最重要である電気通信役務の「契約約款」が想起されるだろうが、当然ながら電気通信事業者も一企業として、経営資源調達の場合において様々な種類の契約を締結している。また、現代における産業基盤の重要な部分を担う電気通信事業の特性として、近接分野への事業進出がより目立ってきていると言えよう。これらの結果として、電気通信事業者ないしその企業グループは、多種多様な契約の当事者となっている。

要綱仮案では、項目「第28定型約款」についてはペンディングとして「【P】」とのみ記されたのみであった<sup>(6)</sup>が、最終的には要綱、さらに改正条文に盛り込まれた。これについては、別稿にて改めて論じる。また、約款では契約内容があらかじめ固まっているため契約交渉のフェーズがない。さらに、ライフライン的な性格ゆえユーザー側が現実的には契約解除の選択肢を取り得ないこともある電気通信役務の契約約款は、事業として顧客との間で締結するその他の契約、および一企業としてサプライヤーとの間で締結することとなる売買契約をはじめとする様々な契約とは性格を異にする面が大きい。

したがってまずは、電気通信役務の約款と並んで事業上重要であるソリューション事業におけるシステム開発契約を材料としていく。

システム開発契約は、契約自由の原則の下で、契約成立に至るまでに契約交渉の段階があり、さらに状況に応じてユーザー側が契約解除の選択肢を取り得る。システム開発契約を対象として分析を行った方が、契約の全プロセスが改正対象となっている今回の民法改正全体像をイメージしやすいといえることができる。基本的に請負契約にカテゴライズされるシステム開発契約を理解していくことは、民法上の13典型契約の中でも「諾成・双務・有償契約」として共通の性格を有する売買契約、賃貸借契約の理解のベースにつながることもなる。

さらに、電気通信事業者は、自社内の社内システム開発、通信サービスの部材としてのシステム（またはソフトウェア）開発をベンダーに委託する側にも立ち得る。つまり、電気通信事業者は、請負契約としてのシステム開発契約の「請負人（ベンダー）」にもなるし「注文者（ユーザー）」にもなるのである。実務において、システム開発契約の内容は、それぞれが考える契約内容を突き合わせたり、一方が原案を提示したりしたうえで、契約交渉の中で固められていくことになる。したがって、ベンダー・ユーザーのいずれの立場で契約することもある電気通信事業者としては、民法改正の全体像と趣旨も理解したうえで、システム開発契約のあるべき契約像を固めておくべきといえることができる。

なお、ベンダー側の業界団体には様々なものがあるが、民法改正に関する2回のパブリックコメント募集に対して意見提出を行っており、かつ部会におけるヒアリングにも出席している一般社団法人情報サービス産業協会（Japan Information Technology Services Industry Association：JISA）が公表している提出意見<sup>(7)</sup>を参考とした。一方、ユーザー

側の団体としては、中間論点整理に対してパブリックコメントを提出している一般社団法人日本情報システム・ユーザ協会（Japan Users Association of Information Systems：JUAS）の意見<sup>(8)</sup>が参考となる。

#### Ⅳ. システム開発契約の民法上の位置づけ

##### 1. 請負契約・委任契約として

民法は「第3編債権第2章契約」の中で定める13典型契約のうち、「雇用（第8節）」「請負（第9節）」「委任（第10節）」「寄託（第11節）」の4類型を役務提供契約として定めている。このうち、世の中一般で行われているサービス提供が目的とされる有償双務契約は、企業と従業員との間の契約である「雇用」、手荷物預かり（クロークサービス）や銀行への預金などが該当する「寄託」<sup>(9)</sup>を除けば、「請負」または「委任」に該当するか、いずれにも該当しない無名契約（非典型契約）として契約の性質に応じて、請負または委任の規定が部分的に準用されることがほとんどである。

一般的に、請負または委任の区別は、事業としてサービスを提供する側が受け取る「報酬」の対象によってつくことになる。つまり、仕事の完成に対して報酬が支払われるのが「請負」契約であり、依頼された仕事の処理に対して報酬が支払われるのが「委任」契約である。請負契約の代表例は、建設業者による建物など土地工作物の建築、委任契約の代表例は、や弁護士による訴訟代理や医師による医療などである<sup>(10)</sup>。両者の区別は、建物の完成という「結果」は請負うことができるのに対し、医療における病気の治癒や、訴訟における勝訴という「結果」を約束することはそもそも不可能であることで理解し得る。

システム開発契約においては、ユーザーがシステムの完成を希望しベンダーがその完成を約して、開発したシステムの「結果」に対して報酬が支払われることが通常であることから、基本的に請負契約に該当することになる。現実には、要件定義・基本設計（外部設計・内部設計）・開発・システムテストの順に作業が進められるため、大規模なシステム開発であれば、基本契約のもとで、いくつかのパーツに分けた契約が締結され、契約履行ごとに報酬が支払われることもあるだろう。その場合には、作業の最初の段階や、最終のテスト段階の部分については、委任契約とされる<sup>(11)</sup>ことが多いだろう。また、契約が一本であったとしても、仮に紛争が起きた場合には、当該項目の性質に応じて、請負か、場合により委任の規定が適用・準用されることになる<sup>(12)</sup>。

請負であれば、前述のとおり、報酬が仕事の結果に対して支払われるため、引渡された完成物（と思われたもの）に欠陥（瑕疵）があれば、請負人側の帰責事由（ないし過失）の有無に関わらず、注文者は、修補、損害賠償、契約の解除を求めることができる。

一方、委任であれば、結果が出なくとも委任された事務処理に対して報酬が支払われるため、受任者側に、請負契約におけるような瑕疵担保責任が発生することはない。問題と

なり得るのは、事務の処理に対して受任者が善管注意義務を果たしたかどうかということになる。

## 2. 契約一般として

今回の民法（債権関係）改正の対象となっている「契約に関する規定」を、民法の構成順で見えていくと、「民法総則（第一編 総則）」、「債権総論（第二編 債権 第一章 総則）」「契約総則（第三編 債権 第二章 契約 第一節 総則）」「契約各則（第三編 債権 第二章 契約 第二節 ～第十四節）」に及ぶ。

これは、現民法が制定された19世紀末当時に起草中であったドイツ民法典の影響のもと、パンデクテン方式と称される「総則（抽象的一般規定）」から「各則（具体的個別規定）」へと流れる体系的編纂方式をとっていることの結果である<sup>(13)</sup>。要綱の内容もこれまでの中間試案と同じく現行条文と同じ順序であり、改正法案でも、今回の改正によって民法全体の構成は大きく変更されることはなかった。

契約に関する民法改正内容をわかりやすく説明しようとする、要綱の順序に従った説明は、契約実務に携わる方々に対するものだとしても、その理解度を深めるためには必ずしも適切ではない。

大量反復されていく契約は、その締結交渉からはじまって、その終了に至るまでのライフサイクル<sup>(14)</sup>をたどる<sup>(15)</sup>。契約のステージごとに、関連する民法のすべての制度・条文を民法典における順序ないしパンデクテン方式上の構成とは関わりなく、契約のライフサイクルという時間軸のうえに置き直したうえで、その改正内容についても明確化した方がわかりやすいはずだ<sup>(16)</sup>。筆者はそのような観点も考慮のうえ、前述のとおり民法改正の対象となっている全論点を分析してきたところであり、大学教育の場においてもその試みを進めてきている。

ライフサイクルの第1フェーズは、契約の交渉を経た締結、そして契約の有効性または取消しに関わる問題である。これを「フェーズ1：契約の締結」と呼ぶこととする。

第2フェーズは、有効に成立した契約について、当事者（双務契約であれば両当事者のいずれか）が、契約で定められた内容を行わない、または行うことができない場合の問題である。これを「フェーズ2：契約の不履行」とする。

第3フェーズは、契約で定められた内容の実現により、またはその他の理由により契約が終了する場合の問題であり、これを「フェーズ3：契約の履行・終了」と呼ぶこととする。

なお、前述した民法の構成の中でも「第三編債権 第二章契約」の中に、基本的に全ての契約に適用される「第一節 総則」の規定があり、「契約の成立・効力・解除」についての規律がなされている。また、講学上「債権総論」と称される「第三編債権 第一章総則」は、形式的には債権の発生原因である「契約・不法行為・事務管理・不当利得」に適



用される位置づけではあるが、債務不履行による損害賠償の規定などを含め、少なくとも今回の民法改正の内容を理解していくためには、契約から発生する債権を念頭に読み込んでいくべき部分であり、しかも極めて重要な改正が目白押しに提示されている。

システム開発契約を材料としつつ電気通信事業者にとっての今後の契約像について考えていく際、あらゆる契約に共通適用されるこれらの部分がどのように改定されるかについて、特に注目して把握理解しておく必要がある。序論としての本稿においては、以下で特にそれらの部分における改定に着目して論じていく。

## V. 「契約の締結」(フェーズ1) に関わる問題

### 1. システム開発契約における意義

市場において最も頻度が高い売買契約のように、契約対象物が明確であれば、契約締結に先立つ交渉における当事者の課題は、詳細な条件を除けば「価格」に集約されると言ってもよい。それに対して、仕事の完成を目的とする請負契約においては、仕事の内容及びその完成度について、当事者間で詰めていかねばならないため、契約交渉の期間が長くなっていく。

19世紀末に制定された民法においても、起草者が想定していた請負契約は建物などの有体物の完成に限っておらず、仕事の結果に対して報酬が支払われるものだとしている<sup>(17)</sup>が、いずれにしても、契約前には当事者間交渉のための時間を要する。特に現代における、無体物であるシステム(ないしソフトウェア)の完成については、その成果物の内容を当事者間で具体的に了解できていなければ、契約締結には至ることができず、それに先立つ契約交渉は重要な問題である。現実的に、契約交渉に時間がかかる中、ベンダーが仕事に着手しながら、契約締結に至らないような問題も少なくない。

### 2. 契約交渉の不当破棄・情報提供義務

民法改正中間試案においては、「第27 契約交渉段階」の中で、「1 契約締結の自由と契約交渉の不当破棄」「2 契約締結過程における情報提供義務」が提案されていたが、いずれも要綱仮案の時点で盛り込まれないこととなった。

契約自由の原則のコロラリーとして契約を締結するかしないかは当事者の自由だが、交渉の経緯によっては、当事者の一方が契約交渉を不当に破棄した場合に損害賠償義務を負うという裁判例を明文化しようとするものが、「契約交渉の不当破棄」であった。また、契約交渉段階において締結するかどうかの判断基礎となる情報は、各当事者の責任で収集すべきことが原則<sup>(18)</sup>だが、当事者の一方が相手方の判断にとって必要な情報を提供しなかった場合に損害賠償責任を課した裁判例を具体的規律として設けようとしたものが「情

報提供義務」であった。

今回、民法改正に盛り込まれないということをごどのように判断すべきか、ということであるが、これらの裁判例の流れが否定された訳ではもちろんない。二つの類型における、裁判例のいずれもが、損害賠償責任の根拠を民法1条2項の信義則に求めたものであり、今後ともこれらが争点となった場合の条文根拠が変わりがないということである。また、前述の裁判例の流れを鑑みれば、契約の解釈にあたっては、当事者間の関係を契約締結時の明示的意思のみに還元して捉えていく古典的契約像を前提としたアプローチは、確かに機能し得なくなってきたのであり、この「破綻をカバー」する「新たな契約像」をして、イアン・マクニールが主張した「関係的契約理論」<sup>(19)</sup>についても再度注目していくべきだと考える。

したがって、これらの結論を受けた企業側が、仮に「明文化されなかったことで（一般企業を含む）国民一般からこれらの裁判例（ないし法理）が見えにくくなったために濫訴の可能性が減り、契約交渉の自由度が確保された」と安堵するという向きがあるとすれば、それは適切ではない。これら論点について審議会部会において5年間にわたり、深い議論がなされ問題の所在が広く認識された現状においては、契約交渉段階であっても信義則が支配することを再確認したうえで、中間試案に示されたレベルの規律を行為規範として意識した交渉姿勢が必要であると考えられる。

また、情報提供義務の問題について言えば、システム開発契約は、電気通信事業者としてベンダー・ユーザーのいずれの立場にもなり得るという意味だけでなく、そもそも請負人・注文者のいずれの課題でもある。一般的な有償双務契約は、事業者側がプロフェッショナルで経験もあり、契約対象となる財・サービスの価格・内容についてより多くの情報を有しているのが通常である。したがって、顧客に比べて事業者側に多くの情報があり、情報提供義務は主に事業者側の問題だと言える。しかし、もともと請負契約においては、例えば建物の建築をイメージすればわかりやすいが、完成させる仕事の内容を詰めていくため、注文者としての顧客がアマチュアだとしても、自ら積極的に完成物に関する要望を適時かつ明確に伝えなければならない。これが、システム開発契約であれば、ユーザー側は必ずしもアマチュアとは言えないことが多い。いわゆるソフトウェア開発のレベルよりも高次な内容であって、企業内の一連の業務プロセスを自動化していこうとするようなシステム開発であれば、当該企業内の事情や当該業界の仕組みに関する知識・情報が不可欠であって、それらについてはユーザー側の方がはるかにプロフェッショナルであり、多くの情報を有していると言えるのである。

契約の成立一般の問題について、要綱では、以下に述べるように学理的な見地からも、「原始的不能である履行を目的とする契約は確定的に無効」とする伝統的学説は否定されたと考えられる。今後は、契約の有効性ないし内容の解釈にあたって、契約締結の「瞬間的」一時点を捉えた当事者の意思表示や客観的事実のみを判断材料としていくことは、裁判における当事者の主張としては成立し得なくなっていくと思われる。その点について、

次に述べていく。

### 3. 履行の不能が契約成立時に生じていた場合

契約締結時において、契約が目的としようとしていた履行が既に不可能であった場合（例えば、特定物売買における目的物が既に滅失していた場合）には、契約そのものが無効であるとするのが、伝統的な通説であった。この通説の立場はフランス民法を範とした旧民法における規定と同じものではあるが、現行民法には特に規定はなく、民法制定後のドイツ法学の学説継受を経て、確立したものだと言われている。もし、契約成立に先立つ契約交渉段階における自由を極度に重視する立場があるとすれば、それは「原始的不能＝契約無効」の伝統的通説の立場に依拠するものだと言える。

今回、要綱において、この点について以下のとおり明文化の結論が出た。

表1 要綱（第26契約に関する基本原則 2）<sup>(20)</sup>

#### 2 履行の不能が契約成立時に生じていた場合

契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であった場合について、次のような規律を設けるものとする。

契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第11の1及び2の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

これは、中間試案において、「契約は、それに基づく債権の履行請求権の限界事由が契約の成立の時点で既に生じていたことによっては、その効力を妨げられないものとする。」とされていたのとは異なり、「契約の効力」ではなく「債権者からの損害賠償請求権」の問題となった点に変更がみられる。しかし、これは、「原始的不能の場合には契約は無効であり、損害賠償請求権のみ認められ得る」との趣旨ではなく、契約の有効性に関しては、あくまで中間試案の立場と変更はないものと考えられる。

それは、部会第96回会議（平成26年8月26日開催）における要綱仮案（案）の補充説明資料（部会資料83-2）においても、「契約の効力が妨げられないことによって実現される最も代表的な法的効果として損害賠償を取り上げ、契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、その債務の履行が不能であることによって生じた損害の賠償を請求することを妨げないことを明記する<sup>(21)</sup>」と説明されていることから明らかである。この点については、部会第1分科会長である中田裕康委員から今回の民法改正の意義を再確認する「部会資料83-1に関するコメント」が出されており、必読資料である。結局のところ要綱の最終形には変更がなされなかったが、部会の結論として「原始的

不能のドグマ<sup>(22)</sup>」が否定されたことを確認するため、以下の論証<sup>(23)</sup>を付け加えておきたい。その理由は以下の3点である。

第一に、学説継受の元となったドイツ民法の改正条文との比較を通じた解釈をあげられる。ドイツにおいては2002年より改正民法が施行されているが、その第311a条第1項においては、「債務者が第275条第1項ないし第3項によって履行を行なうことを要せず、かつ履行障害が契約締結時に存在することは、契約の効力を妨げない。<sup>(24)</sup>」との規律によって、「契約締結時」の原始的不能について契約の有効性を確認しているのである。要綱では契約の有効性について触れられていないが、「契約の成立のとき」とされており、契約の成立は前提となっていると考えることが自然である。

第二の根拠として、今回の民法改正が、契約における履行に障害が生じた（ている）際の諸制度を、「債権者に与えられる救済手段」との視点で再構築していると解される点である。この点については、後に詳説していくが、債務不履行ないし履行障害に関わる民法上の諸制度が、裁判における実務、および現行民法の条文に忠実な解釈のうえに再構築されている。その趣旨は、要綱における履行障害に関わる各規律案の書きぶりにも表れているのだが、原始的不能に関わる本論点についても、それらと書きぶりをあわせて「債権者に与えられる救済手段」への制約とはならないとの趣旨が強調されているものと考えられる。

第三に、「第11に従っ」た履行不能による損害賠償請求が妨げられない、とされている点をあげる。改正前のドイツ民法においても、「原始的不能＝契約無効」の原則のうえでも、損害賠償責任追及の道は残されていたが、それは「信頼利益」にとどまっていた<sup>(25)</sup>。要綱の立場は次のとおりである。まず、第11では「2 債務の履行に代わる損害賠償の要件」の中で「(1) 債務の履行が不能であるとき」として、賠償範囲に「信頼利益」までも含み得るとされている。実際に、原始的不能による損害賠償のケースで、「信頼利益」までの賠償が認められることが今後裁判で出てくるかどうかは別として、「第11に従っ」た履行不能による損害賠償請求が妨げられないのだから、あくまで契約は有効としたうえでの契約責任が論じられていると解釈すべきであろう。

以上から、要綱「第26の2」の立場は、そこで触れられている「第11」とも合わせて考えれば、原始的不能であることのみをもって契約は無効となるという伝統的通説の立場からは離れ、契約の有効性が否定されることがないとする現在のドイツ民法の立場、ないし私法統一におけるモデル法の立場<sup>(26)</sup>にあると解釈できる。

契約交渉の不当破棄・情報提供義務の節では、契約当事者は中間試案レベルの規律を行為規範として意識していくべきことを述べたが、本節において述べてきたことを前提とすれば、今後は「契約の成立」を極めてリジッドに考えたうえで、契約成立前の事情については紛争解決にあたって考慮されるべきでないとの主張は、訴訟において通るものではなくてくると思われる。

## VI. 「契約の不履行」(フェーズ2)に関わる問題

### 1. 実務的・学理的にも最重点の課題である「履行障害」

世の中のほとんどすべての契約は、(両)当事者が、その内容にしたがって債務を確実に履行し、債権・債務が消滅することで、めでたく終了することになる。そのような統計・研究を見たことはないが、このフェーズ2を経ることになる契約は、全体からみれば確実に1%を切り、小数点以下ゼロがいくつもつくような僅かの数でしかないであろう。しかし、法的問題ないし紛争のほとんどはこのフェーズの問題であり、様々な契約を同時並行的に大量に進めている企業にとっては、大きな問題である。

企業法務の実務においても、学理的にも、契約に不履行があった場合の扱いが重要である。一般的には、「債務不履行」に伴う問題と称されるが、伝統的通説のもとでは債務不履行には様々な要件が課せられており、それを満たせば「債務不履行成立=契約責任成立」という意味で用いられてきた。そのため、検討の段階では、契約責任成立いかんとは切り離れたうえで、『債務の本旨に従った履行』が実現されていない客観的状态のことを「履行障害」<sup>(27)</sup>と称して議論を進めていく。

### 2. 条文に忠実な解釈と裁判実務に沿った再構成

まず確認すべきことだが、「履行障害」に関わる今回の民法改正は、あくまで条文に忠実な解釈に立ち戻ったうえで、裁判実務と裁判によって出されてきた数々の結果に沿って民法の仕組みを「国民一般」にとってもわかりやすく再構成したものだということだ。したがって、民法改正の結果、これまでの裁判の流れががらりと変わって、特定セグメントの民法ユーザーに有利・不利になったりするものではない。部会における議論と努力も、大きくはその方向を目指したものであった。

しかし、様々な大量の契約の当事者となっている企業は、グローバル化とデジタル化のさらなる進行の中で新たな法的問題に直面したり、新しい種類の契約を結んだりすることもあるだろう。したがって、特にこの点についての学理的に重要なパラダイム転換については、その本質を理解したうえで、それぞれの企業が目指すべき契約像を固めておくべきである。この点に関連して、企業がとるべき姿勢については、本稿の最後で改めて触れることとしたい。

履行障害が起きた際の、法的問題の解決策として民法が用意している仕組みは「履行の強制」「損害賠償」「契約の解除」である。

「履行の強制」については実体法と手続法との関係整理のための改定がその趣旨であり、債務不履行をなした相手との関係を終結させることになる「契約の解除」はフェーズ3に関わる問題であることとして、ここでは「損害賠償」について扱うこととする。具体

的には、民法415条に関する議論についてみていくこととする。

表2 民法第415条<sup>(28)</sup>

(債務不履行による損害賠償)

第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

現行条文をそのまま読むと、前段で述べている「債務の本旨に従った履行をしないとき」一般、すなわち債務の履行がなされない客観的状态さえあれば、債権者は損害賠償によって救済されると理解できる<sup>(29)</sup>。「債務者の責めに帰すべき事由=帰責事由」が要件とされる旨の記述は、履行不能について述べられている後段についてしか存在していないのである。

しかし、伝統的通説は「過失責任主義」を徹底させる趣旨で、前段には帰責事由の記述がないのだが、債務不履行成立の要件として、「帰責事由」を要すると解釈してきた。そして、帰責事由とは債務者の「故意・過失または信義則上これと同視すべき事由<sup>(30)</sup>」だとして、債務者側の主観的落ち度をベースとした考え方が提示されてきた。

過失責任主義とは、「過失なければ責任なし」として、市場における経済活動に萎縮を生じせしめることなく、その活動・行動の自由を確保しようとするものだということができる。条文上の記述は上記のとおりなのだが、伝統的通説は、債権者への損害賠償が認められるためには、債務者側の過失をベースとする帰責事由が積極的要件だとするのである。

しかしながら、契約上の債務不履行責任については、最終的に紛争が裁判に持ち込まれた場合の立証責任としては、本旨不履行の事実の存在は債権者側に課されるのに対し、帰責事由については債務者に課されてきており、伝統的通説もその立場に立つ。

つまり、債務者側が債務不履行責任を免れようとするのであれば、自らに過失をベースとする帰責事由がないということを証明しなければならないのだが、これまでの裁判で債務者側に帰責事由なしとして免責された例はほとんどないことが部会の場合でも確認され<sup>(31)</sup>、この点は大きな転換がなされた。つまり、帰責事由は積極的要件とされるのではなく、不履行の客観的事実があれば損害賠償という救済手段が債権者に与えられるとされたのである。

しかし現行419条の反対解釈からも、不可抗力などの免責事由があれば、例外的に損害賠償請求はできないという結論には異論がない。帰責事由がないことの証明は、いわば論理的には「存在しないことの証明」である。したがって、裁判官がその心証を得るには、債務者がいくら十分なる注意を払ってきたことのみと並べ立てても十分ではないはず

であり、免責されるケースがあるとすれば債務者の責めに帰することができない不可抗力などの免責事由の存在を確認できなければならないということになる。要綱の結論は以下のとおりとなった。

表3 要綱（第11債務不履行による損害賠償 1）<sup>(32)</sup>

第11債務不履行による損害賠償

1 債務不履行による損害賠償とその免責事由（民法第415条関係）

民法第415条の規律を次のように改めるものとする。

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

前段で、債務の履行が行われぬという客観的状況が起きれば、債権者には損害賠償という救済手段が与えられる原則が明確に規定されたと理解できる。後段では、免責事由が原因となった不履行については、救済手段が制約されることが規律されている。

要綱に示された新しい規律の理念は、これまでの伝統的通説のように、過失責任主義の徹底により行為者の責任をあらかじめ限定することを通じて（不安感を除去し）その活動の自由を確保しようとする立場ではない<sup>(33)</sup>。その根拠を何に求めるかは別として、一般的には「合意は守られなければならない(pacta sunt servanda)」とする契約の法的拘束力を重視する立場<sup>(34)</sup>だと言える。

また、415条を経済政策の観点から捉えて、過失責任主義を強調する立場も契約に向かう個人・企業の活動の自由を確保することで市場を活性化することが目的であったと考えるのであれば、それに対する要綱の立場は、自らが契約を守っていれば損害賠償を通じて救済されることを安心材料として、あるいは十分な救済手段を用意している「契約」という仕組みに対する社会的信頼感を高めることを通じて、企業・個人による契約活動を促進し経済発展につなげようとするものだと言える。

### 3. 新しい契約像

日本において、民法典が制定され、契約自由の原則のもと市場が発展していく段階においては、また戦後の復興期においては、過失責任主義に基づく契約像が安心材料となって企業・個人は契約活動に向かうことができたのかもしれない。だとすれば、学説継受をベースとした415条の伝統的通説による解釈はその時代の中で大きな意義を持ったと言うこ

とができる。あるいは、「所有権の支配的作用を完うさせる手段<sup>(35)</sup>」としての「債権」、資本主義社会を支配してきた産業資本・金融資本の力の源泉となってきた「債権」に着目する歴史観に依拠する伝統的通説<sup>(36)</sup>のもとでは、「債権」者の救済手段確保に比べ、「債務」者の行動自由の確保という視点が強かったことが、過失責任主義の結論に合致していたのかもしれない。

しかし、市場経済は発達・成熟し、豊富な情報が企業・個人にも低コストで得られることとなった現代において、しかも21世紀のインターネット社会のもとでは、規模の大小を問わない企業・個人が、債権者・債務者（売主・買主、注文者・請負人など）のいずれにもなり得るのであって、「強い債権者VS.弱い債務者」といった構図は成り立たなくなっている。また、インターネットを通じた取引が主因となろうが、「契約」の数は確実に、急激に増加してきている。

であるから、法律議論の結論としてもたらされた要綱として、「不履行の客観的事実があれば、債権者には損害賠償の救済手段が与えられる」ことが基本とされ、例外的に免責事由が考慮され得るという契約像の方がより、今後の日本の取引社会にもなじみ、かつその発展にも資するものになっていくと考えられる。

## Ⅶ. おわりに

21世紀の新しい契約像を考えていくとき、今回の民法改正案には盛り込まれなかった論点について着目していくべきである。むしろ、企業にとっては、ステークホルダーとの間で共有できる価値を実現していくことができる契約関係の鍵は、それをどのようにどの程度取り入れるかは別として、本稿でも触れた契約締結フェーズにおける問題の他にも、例えば、事情変更の原則、三面更改など要綱には盛り込まれなかった項目ではないだろうか。

前述したインターネット普及のインパクトは、程度の差こそあれ各国内または国際的取引においても等しく生じてきている。今回の民法改正議論と作業において部会資料で各国の民法や契約モデル法が提示されるなどの比較法アプローチが補助的に用いられたことの意義は、もちろん無限定に国際潮流に合わせるということにあるのではなく、それらインパクトに対し、諸外国また国際取引コミュニティーが民法（契約法）見直しによってどう対応してきたか、そのベストプラクティスを知ることであったと理解できる。

中間試案においてはあげられていたがコンセンサスができず今回の民法改正に盛り込まれなかった項目について、それぞれについて見送られた最終的理由が何であったかは、必ずしも明確ではない。しかし、これまでの議論を振り返ってみると、「私法の一般法としての民法への明文化としては適切でない」「明文化によって今後の判例の発展に制約となる可能性がある」などの指摘が目立っていた。内容としての反対意見が決め手になっているようにはみえない。



現代社会において、企業が結ぶこととなる契約は、多種多様かつ大量である。また、システム開発契約のように、事業として役務・財を提供する側、提供を受けて対価を支払う側の双方に立つ場合もある。

契約書のドラフティングにおいて、あるいは紛争が起きた際の訴訟において、いかなる主張をすべきかと言えば、その時々において自社に有利な立場を使い分けることではないはずだ。また当然ながら、国内に限らずグローバル市場で、顧客・サプライヤーとの関係を強化していくには、どのような契約像を持って事業に臨んでいくべきか、ということは、事業戦略上の課題にもなっていくはずだ。

21世紀の契約社会を展望するとき、企業としては、要綱・改正法案に盛り込まれなかった論点についても、その問題の意味を深く理解したうえで、さらに、国際的な取引モデル法<sup>(37)</sup>をも参照して、目指すべき契約像を構築する方向に向かうべきであろう。自社のみならず、ステークホルダーでもある契約相手双方にとつて納得できる契約像を示すことができる企業こそが、業界をリードしていくことができるに違いない<sup>(38)</sup>。

---

## 注

- (1) 本稿は、実務的観点を中心とする論文、大久保紀彦「電気通信事業者にとっての契約論再考序論—民法改正要綱仮案に接して—」InfoCom REVIEW 第64号(情報通信総合研究所、2014)70-84頁、を改題の趣旨で加筆したものである。
- (2) 内田貴『民法改正のいま—中間試案ガイド』(商事法務、2013)8頁。
- (3) 「中間論点整理」について、大久保紀彦「重要度別民法改正の見取り図」ビジネス法務2012年9月号(中央経済社、2012)16-25頁。「中間試案」について、大久保紀彦「全260論点網羅 中間試案の見取り図(特集 民法改正『『中間試案』全テーマ解明)」ビジネス法務2013年6月号(中央経済社、2013)19-28頁。
- (4) 私法統一国際協会(UNIDROIT)(内田貴=曾野裕夫=森下哲朗=大久保紀彦訳)『UNIDROIT国際商事契約原則2010』(商事法務、2013)。
- (5) 本項については、大久保紀彦=平本正則編著『「ビジネス法務」集中講義—実務対応をステークホルダーごとに学ぶ』(中央経済社、2014)2-17頁参照。
- (6) 要綱仮案46頁。
- (7) 一般社団法人情報サービス産業協会『「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」への意見』(情産委 25-75 平成25年6月11日)
- (8) 法制審議会民法(債権関係)部会『「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」に対して寄せられた意見の概要』(部会資料33-1~33.7)において項目ごとに諸団体・個人が提出した意見が適宜公表されている。
- (9) 内田貴『民法Ⅱ[第3版]—債権各論』(東京大学出版会、2011)307頁。
- (10) 弁護士による訴訟代理はその一部、また医師による医療は、委任の規定が準用され

- る準委任（民法656条）と解されている。内田・前掲注(9)289頁参照。
- (11) 準委任として委任の規定が準用されることとなる。滝澤孝臣「システム開発契約の裁判実務からみた問題点」判例タイムズNo.1317, 2010.4.15（判例タイムズ社、2010）5-27頁参照。
  - (12) 山本敬三『民法講義Ⅳ-1-契約』（有斐閣、2005）710頁では、現実に行われている役務提供型の契約を「請負か委任かに分断して規律することは、すくなくとも実態にあわない」とする。
  - (13) 内田貴『民法Ⅰ[第4版]—総則・物権総論』（東京大学出版会、2008）22頁、中田裕康「民法の体系」内田貴=大村淳志編『民法の争点』ジュリスト増刊（有斐閣、2007）6頁参照。
  - (14) 内田・前掲注(10) 21頁。
  - (15) 田貴『契約の時代—日本社会と契約法』（岩波書店、2000）89頁では、「現実の契約は、契約締結前の段階から履行完了後に至る、連続的な一連のプロセスである」としたうえで「契約プロセス」という用語・概念を提示している。
  - (16) 大久保・前掲注(3) 25頁参照。道垣内弘人『リーガルバイシス民法入門』（日本経済新聞出版社、2014）の章構成参照。
  - (17) 梅謙次郎『民法要義 卷之三 債権編』（有斐閣、1912）702-705頁参照。
  - (18) JISAは中間試案に対する提出意見の中で「ユーザはベンダ以上には情報を有していないのが常である」ため、「情報収集の努力を行うユーザのインセンティブ」を維持することが必要だとしている。前掲注(7)7-8頁参照。
  - (19) 内田貴『契約の時代—日本社会と契約法』（岩波書店、2000）25-31頁参照。マクニールの関係の契約理論は内田貴『契約の再生』（弘文堂、1990）によって日本において初めて分析され、日本における契約をめぐる現代的諸展開を理解するモデルとして、その適用可能性が検証されたものである。
  - (20) 要綱46頁。
  - (21) 法制審議会民法（債権関係）部会「部会資料83-2 民法（債券関係）の改正に関する要綱仮案（案）補充説明」（2014年8月26日）35頁。
  - (22) 潮見佳男『債権総論Ⅰ[第2版]—債権関係・契約規範・履行障害』（信山社、2003）35頁。
  - (23) 潮見・前掲注(22)38-42頁の指摘・分析に従い、原典を確認のうえ記述。
  - (24) 法務省民事局参事官室（参与室）編『民法（債権関係）改正に関する比較法資料』別冊NBL No.146（商事法務、2014）117頁。
  - (25) 潮見・前掲注(22) 37頁。
  - (26) UNIDROIT=前掲注(4) 第3.1.3条。
  - (27) 内田・前掲注(2)=112頁、潮見・前掲注(22) 139頁参照。
  - (28) 民法制定時（1896年）の漢字片仮名交じりの文語調条文が、2004年の民法現代語化

- のための改正によって、現状の形となっている。
- (29) 富井正章『民法原論 第三卷—債権総論上』(有斐閣、1929) 202頁では「債務不履行ノ事実アルコト」が「責任原因」だとされており、梅謙次郎『民法原理 債権総則 完』(信山社、1902) 284頁では履行遅滞・不完全履行に該当する場合には「常ニ損害賠償ノ責任ヲ生スルモノニシテ」とされており、過失責任主義による解釈はなされていない。
  - (30) 我妻栄『新訂 債権総論—(民法講義Ⅳ)』(岩波書店、1964) 105頁。
  - (31) 法制審議会民法(債権関係)部会「部会資料21 民法(債券関係)の改正に関する中間的な論点整理のたたき台(1)」(2011年1月11日) 3頁の「『債務者の責めに帰すべき事由』の意味・規定の在り方」参照。
  - (32) 要綱11頁。
  - (33) 通説に対して疑問をいだき、それを乗り越えていこうとすることは、当然ポジティブな評価を受けるべきことであるし、通説を「無批判・無反省に自明の理と考えるようになりがち」なりスクは絶えず意識しておかねばならない(鳩山秀夫『債権法における信義誠実の原則』(有斐閣、1955) 1-7頁の我妻博士による「序」参照)。
  - (34) 法制審議会民法(債権関係)部会・前掲注(23)参照。
  - (35) 我妻・前掲注(30)債権総論2頁。我妻栄『近代法における債権の優越的地位』(有斐閣、1953) 15-22頁参照。
  - (36) 我妻・前掲注(30)債権総論3頁。
  - (37) 国際商事契約のための一般的準則を定めた「UNIDROIT国際商事契約原則」は、国内取引法の起草のためのモデルとしての活用、さらに「国内法を解釈・補充するための道具」として、また「契約書を起案するための指針」として機能することも意図して策定されたものである。UNIDROIT・前掲注(4) 1-5頁の前文及びその解説参照。
  - (38) 我妻博士自身が「債権法は普遍的性質を有する。」「国際的取引の発達は、更にこれを普遍化させた」(我妻・前掲注(30)債権総論14頁)としていることから、国際的モデル法や海外の動向を参照していくことは、立法論・解釈論としても、不可欠のアプローチだと言うことができると考える。また、大久保紀彦「債権法改正へのウィーン売買条約・ユニドロワ原則の視座：企業法務担当者として押さえておくべき『国際法務』」ビジネス法務2012年10月号(中央経済社、2012) 150-154頁参照。



# 意識の「外部」に関する現象学的考察

## A Phenomenological Study of Externality of Consciousness

岩内 章太郎

Shotaro IWAUCHI

大阪経済法科大学 21世紀社会総合研究センター 客員研究員  
早稲田大学 国際学術院助手

### 目次

はじめに

#### I. 意識の絶対性への疑義

1. 力の思想
2. 無意識の欲動

#### II. 現象学的な「意識」の位置づけ

1. 経験的自我と超越論的自我
2. 超越論的主観性の「絶対性」
3. 意識の「外部」は存在するか

おわりに

キーワード：現象学・無意識・力・超越論的主観性

### はじめに

フッサールによって提唱された現象学は「意識の絶対性」を主張する。しかし、実際にはフッサールが生きた19世紀後半から20世紀初頭のヨーロッパ思想において既に「意識の絶対性」に対する大きな反指定は準備されていた。つまり、ニーチェの「力」、フロイトの「無意識」といった概念は、過酷な植民地争奪競争と二つの世界大戦へのヨーロッパ知識人の自省の念と共にポストモダン思想において近代批判、理性批判、意識批判の根本原理として機能することになる。

例えば、ホルクハイマーとアドルノは「啓蒙」と「神話」の弁証法的考察を通して、「啓蒙」に潜む内在的な暴力性を明らかにしようとする。「神話」も「啓蒙」も自然との原初的一体感から身を引き剥がそうとする試みのうちで現われるが、外的な自然の克服は必然的に内的な自然の克服も伴う。なぜなら、即時的欲望に囚われていては、自然を克服するための時間性を手にすることはできないからである。合理性をひたすら追求する「啓蒙」は、美や崇高性の感情を排除し抑圧することによって自らを制度化し、そこでは大量

生産、大衆文化、資本主義が画一的に世界を植民地化することになった。だが、その端緒において二つの自然を抑圧する「暴力性」を秘めた「啓蒙」は、再び暴力に転化する可能性を持つ。すなわち、「啓蒙は神話に退化する<sup>1</sup>」のである。ホルクハイマーとアドルノの「啓蒙」への根本的な疑義は、「何故に人類は、真に人間的な状態に踏み入っていく代りに、一種の新しい野蛮状態へ落ち込んでいくのか、という認識<sup>2</sup>」に存する。ここには、近代哲学が学問と人間性を支える中心原理として信奉し祭り上げた「理性」「意識」「啓蒙」こそが、そもそも世界を駄目にしてしまっているという認識があるのは明らかである。

このような「啓蒙」批判は、アドルノの現象学批判としても先鋭化する。アドルノは以下のように書いている。「むしろ、フッサールの哲学に登場する原的 (originär) と称されている概念、とりわけ認識論上の諸概念は、ことごとくそして必然的にそれ自体において媒介されている、あるいは——学問上の決まり文句を用いれば——「前提負荷的」であるのだ。批判されるべきは絶対的な第一者という概念それ自体なのである<sup>3</sup>。フッサールは意識に「原的」に与えられる二つの直観、すなわち「個的直観」と「本質直観」を対象認識の際の「明証」の基礎とする。しかし、アドルノはその直観は何ら「原的」なものではなく、そのつど既に媒介されたものであるとして批判を試みているのである。

現象学を意識主義、理性主義と規定することによって導かれる「第一哲学」への大きな反措定は、ホルクハイマーやアドルノに止まらず、フーコーやローティといったポストモダンの思想家も共有している<sup>4</sup>。そして、ポストモダン思想の現象学批判の一つの大きな土壌になっているのは、ニーチェとフロイトによって提出された「力」「無意識」という意識の外部を示す概念なのである。本稿ではまず、ニーチェの力の思想と、フロイトの精神分析を手がかりにすることによって、20世紀初頭までにどのような仕方で「意識」「理性」に代わる原理が準備されたのかを概略する。その後、「経験的自我」と「超越論的自我」という二つの現象学的な「意識」の水位を指摘し、現象学における「意識の絶対性」の意味を探ってみたい。そして、最後に現象学の立場を取るならば、「力」や「無意識」という概念をどのように定位できるのかについて考えてみることにする。

## I. 意識の絶対性への疑義

### 1. 力の思想

ニーチェの「力」の概念は、世界のあらゆる対象を構造化する力能の原理である。対象が何であるかは力相関的に立ち現われる。ある生物種にとって、世界が何であるかを決定するのは、その生物種の欲望的諸条件である。端的に言えば、欲望相関的に世界は構成され、解釈されているのであり、したがっていかなる「真理」や「物自体」もあり得ない。そのような「真理」や「物自体」は、人間の彼岸への憧れが作り出した幻想にすぎず、い

まここに生成する世界の価値を貶めてしまっている。ニーチェの批判は、極めてラディカルなのである。

ニーチェの根本的な疑義は、僧侶階級による奴隷道徳の温床であるキリスト教的な世界像だけではなく、それまで自明視されてきた哲学史全体に及ぶことになる。ニーチェにとってキリスト教と哲学には大きな共通項が存在する。それはキリスト教も哲学も人間の苦悩の意味を作り出してきたということにある。ニーチェは次のように述べている。「苦悩の意味、苦悩の目的（Dazu）が示されたとなれば、人間は苦悩を欲し、苦悩を探し求めさえする。これまで人類の頭上に広がっていた呪いは、苦悩の無意味ということであって、苦悩そのものではなかった<sup>5</sup>」。人間は生きている限り必ず何らかの形で思い悩む存在である。しかし、問題は苦悩そのものではない。苦悩の無意味さこそが人間を苦しめるのである。もし、苦悩それ自体に何か意味や目的があるなら、人間は積極的に苦悩を求めさえする。キリスト教や哲学は理想理念を作り出すことで、人間の苦悩の意味について語ってきた。だが、その理想は生を肯定し自己信頼に満ちた健全な本能から生じてはいない。「禁欲主義的理想は頽廢しつづある生の防御本能と救治本能とから生ずる<sup>6</sup>」のであり、「彼の息のかかるところでは、すべての健康者がかならず病氣となり、すべての病者がかならず手なずけられる<sup>7</sup>」のである。

苦悩する者を慰めるだけではなく、健康な者をも病気にしてしまう思想。キリスト教と哲学は彼岸的な真理や理想、物自体や客観性それ自体といった観念を作り上げることによって、人間の生の力を駄目にしてしまっている。「すべての貴族道徳は自己自身にたいする勝ち誇れる<sup>ヤー・サーゲン</sup>肯定から生まれでるのに反し、奴隷道徳は初めからして〈外のもの〉・〈他のもの〉・〈自己ならぬもの〉にたいし<sup>ナイン</sup>否と言う。つまりこの否定こそが、その創造的行為なのだ。価値を定める眼差しのこの逆転——自己自身に立ち戻るのどなしに外へと向かうこの必然的な方向——こそが、まさにルサンチマン特有のものである<sup>8</sup>」。

本稿にとって重要なのは、ニーチェの哲学批判が近代哲学以来の意識の明証性批判としても現われるということにある。「あたかも「意識の事実」なるものがあって——自己観察においてはいかなる現象論もないかのごとく思いこむ誤りだらけの出発点<sup>9</sup>」を定位する近代哲学は、意識体験で直接観察されたものを絶対的な事実だと思いこみ、そこにいかなる意味でも現象は存在しないように考えているが、それは誤謬である。「思考のあらゆる作用の起源であって、それ以外の何ものの起源でもない一つの主観基体が空想されている<sup>10</sup>」。生成それ自体を肯定できない頽廢した本能が、意識や主観という原因存在をでっち上げているのだ。

意識は虚構された概念であって、意識に立ち現われる諸対象も既に構造化され、図式化された終末現象に過ぎない。そして、不可知なカオスとしての世界を構造化する原理として「力」の思想が提出されることになる。すなわち、「総じて「認識」という言葉が意味をもつかぎり、世界は認識されうるものである。しかし、世界は別様にも解釈されうるのであり、それはおのれの背後にいかなる意味をももってはおらず、かえって無数の意味を

もっている。—「遠近法主義。」世界を解釈するもの、それは私たちの欲求である、私たちの衝動とこのものの賛否である。いずれの衝動も一種の支配欲であり、いずれもがその遠近法をもっており、このおのれの遠近法を規範としてその他すべての衝動に強制したがつているのである<sup>11</sup>」。

ニーチェの力の思想は、デカルトからカントまでを貫く、主観客観の一致をめぐる認識問題を根本から転覆していると言える。意識（主観）が対象（客観）にいかにも的中可能かという従来問いの形式が、ニーチェにおいてはその双方が「力」に媒介されることによって虚構されたものとなる。先に述べたように、この虚構を支えたのは人間の真理への意志であったが、真理への意志それ自体は、頹廢した弱さの本能を隠し持っており、遠近法的に別様にもありうるものに過ぎない。遠近法が意味するのは、認識は必ず〈視点〉を持ち、あらゆる対象はその〈視線〉に応じて特定の意味と価値を帯びるということなのであり、遠近法的認識において絶対的な真理は拒絶される。

ニーチェにおいて、意識を認識の絶対的な地盤であると思ふことや、意識によって真の世界に達することができるというのは誤謬である。力への意志としての欲動が最高法廷であり、意識はその「手段」に過ぎず、結果だけが単純化されて与えられている。「意識を発達させたのは、私たちと「外界」との関係である。これに反して、肉体的諸機能の協働に関する指導、ないしは監督や配慮は、私たちの意識にのぼることがない。それは、精神の貯蔵作用がそうであると同様である。もっとも、これに対して一つの最高法廷が、すなわち、さまざまな主要欲望がその発言権や権力をふるう一種の指導委員会があるということは、疑いえない<sup>12</sup>」のである。

それゆえ、意識の絶対性や直接的所与の明証性は、既に力への意志によって加工され構成された現象に過ぎない。ニーチェにとって、絶対的な無前提性から基礎づけられる第一哲学などは存在しないと言えるであろう。次に、ポストモダン思想の現象学批判のもう一つの源流であるフロイトの精神分析理論の輪郭を素描してみることにする。

## 2. 無意識の欲動

フロイトの前期思想と後期思想では、心の構造を捉えるための枠組みが異なっていることはよく知られている。すなわち、ヒステリー患者の治療の記録である『夢判断』（1900）を中心とする前期の「意識－前意識－無意識」図式、臨床の記録というよりは思弁的な深層心理学理論を提出している『自我とエス』（1923）などの後期の論文では「自我－超自我－エス」図式と、その道具立ては異なっている。また、前期と後期といっても、その間には『性理論三篇』（1905）『トーテムとタブー』（1913）『精神分析入門』（1917）のような重要な一連の諸著作が存在しており、まったくの断絶があるわけではないであろう。

しかし、フロイト思想を貫いている根本原理を取り出すことはそれほど難しくはない。



「無意識」と「性欲説」、これらがフロイトの深層心理学を基礎づける二つの原理であると言えるであろう。目覚めている顕在的意識に対して、その陰には常に抑圧された諸欲望が沈殿した潜在的無意識が控えている。そして、その欲望は人間の性的な欲動に他ならないというのがフロイトの主張する大きな枠組みである。精神科医としてのフロイトにとって問題だったのは、普段は気づかれない無意識的な欲動（または超自我としてのルール）をいかなる方法で意識化できるのかということにあった。なぜなら、無意識に溜まっている抑圧され、屈折させられた欲動を意識化させ、顕在化することが神経症の治療の第一歩だとフロイトは考えたからである。

例えば、フロイトにとって「夢」の分析は、「隠された心の内部をわれわれに知らせる諸手段のひとつ<sup>13</sup>」である。夢に登場するさまざまなものは、決して出鱈目に創造されたものではなく、ある象徴的な意味を持っている。実は、それは「認識されなかったものの再現」、「無意識の記憶」であることが判明する<sup>14</sup>。夢が出鱈目に感じられ、夢の内容が分かりにくいのは、夢が「象徴化活動<sup>15</sup>」を通して抑圧された表象を構成しようとするからである。したがって、夢は一種の暗号文として解読されることが可能なのであり、夢の本質は無意識的な欲望の「願望充足」にある。意識－前意識という系列は、現実原則にしたがっているのに、無意識的な欲動に対して常に「検閲」行為を行う。これが、夢が「歪曲」された形でしか現れない理由となる。

フロイトは次のように述べている。「無意識の世界は、意識のより小なる世界を自己の中に含むより大なる世界である。すべて意識的なものは、ある無意識的前段階を持っているのに、無意識的なものは、この段階にとどまったままで、しかも心的作業の完全な価値を要求しうるのである<sup>16</sup>」。近代以降、人間が信じてきた意識や理性といったカテゴリーは、無意識の広大な領域によって相対化されてしまう。それどころか、意識は常に予期できぬ不気味な欲動に脅かされているのであり、無意識にこそ人間存在を規定する根本動因があるとフロイトは主張している。

無論、フロイト自身の根本動機は、精神神経症理論の構築にあったことは揺るぎないものではある。しかし、〈検閲する意識－抑圧される無意識〉という図式から、アドルノやフーコーといったポストモダンの思想家たちは、人間にとって根本的な欲望や欲動が、社会的諸制度や政治的権力によって抑圧されているという図式、また、合理的理性の暴力性のなかで虐げられ、葬られてきた美的なものへのロマネスク、根源的生へのディオニュソス的陶醉、狂騒のエロティシズムへの回帰を主張しはじめる。このことによって、現象学を含む近代哲学全体が大きな疑義にさらされたのは明らかである。

フロイトの基本的な発想は、自我－超自我－エスという後期の枠組みでも変わらない。前期では意識－前意識－無意識の図式で語られていたことが、後期では「知覚システムから発生し、当初は前意識的（vbw）であるものを〈自我〉と名づけ、無意識的（ubw）なものとしてふるまうものを〈エス〉<sup>17</sup>」としての力学になる。ただし、「超自我」という局所性に関しては、前期では見られなかった着想を持つ。「超自我」は、知らず知らずに身

につけ、無意識に沈殿した親（社会）の規範を指すが、内面化のプロセスが何らかの理由でうまくいかないと、後に神経症となって人を悩ませることになる。フロイトは次のように述べている。「エディプス・コンプレックスに支配されている性的な発展段階においては、もっとも一般的な帰結として自我の中に〈沈殿〉が起こると想定できる。この〈沈殿〉は何らかの形で、二つの同一化が、結びついて生み出されるものである。この自我の変化は特別な地位を保持するものであり、自我理想または超自我となる。これは自我の他の要素と対立するものである<sup>18</sup>」。

幼児期にエディプス・コンプレックスによって母に対する性的な欲望が断念させられることにより、幼児は父と母それぞれに同一化を行おうとする。これは、個人が持つ両性性の程度によって決定されてくるが、この時知らず知らずのうちに父と母の禁止と許可によって、規範意識を身につけることとなる。そして、この時期に自我のなかで強力なルールの〈沈殿〉が徐々に起こり、この〈沈殿〉したルールは徐々に超自我として自己への禁止を形作る。超自我はエディプス・コンプレックスという抑圧契機を含みながら、現実の場面で母への性欲を断念させた父の像によって形成される。内的な父親像によって母への性欲を再度抑圧することによって、無意識の内的規範による自己への禁止を身につけるのである。

超自我が自我のほかの要素と相容れない性格を持つとフロイトが述べるのは、超自我はルールであると同時に、罪悪感の源泉、すなわち疚しい良心となる一つの「自我理想」なのであり、理性によって統御された現実に対処するための自己ルールとはまた異なった性格を持つものだからである。それは、いつのまにか身につけてしまっている定言命法なので、良心の呵責の発生の原因を意識的に問うことをしないと気付くのは難しい構造になっている。「自我理想は、エディプス・コンプレックスの遺産であり、エスのきわめて強力な興奮と、もっとも重要なリビドーの〈運命〉を表現する」のであり、「自我は基本的に、現実である外界を代表するものであるが、超自我は内界、すなわちエスを代弁するものとして、自我に対立する<sup>19</sup>」。自我理想が極端な仕方でも局所化されると、日常的に自我を脅かす良心の呵責をひき起こし、常に不安やうつ状態に悩むといった神経症を罹患するのである。個体的発生の場面での超自我論は、今まで述べたように、暗黙の自我理想として自我を苦しめるが、これが系統発生論的に適用されるようになると、集合的な超自我によって、民族全体が神経症を煩うことになるのだ<sup>20</sup>。ポストモダン思想の文脈では、現代のわれわれの苦しみは、近代全体によってなされた理性（超自我）への盲目的な信仰のうちその原因があるという図式になるであろう。

ニーチェは、「力への意志」という根本的な力動性を置くことによって、われわれの意識がその終末現象に過ぎず、遠近法的に単純化され図式化されたものであることを暴露した。フロイトにおいても、「無意識」の欲動（性欲）と超自我（自我理想）が意識の彼岸から常に現実原則を脅かすものとして措定されている。そして、このことは、なぜ近代における意識の哲学が機能不全に陥ってしまったのかについての基礎理論を形成することに

なった。すなわち、ニーチェとフロイトによって示された意識の絶対性に対する存在論的疑義と反措定が、ポストモダン思想における現象学批判の底支えになっているのである。次に、筆者は、現象学における意識の二つの位相、経験的自我と超越論的自我の検討を通じて、現象学的方法に対する存在論的疑義の妥当性を検証したい。そして、フッサール現象学における意識の絶対性の意味を明確にすることによって、存在論的疑義への反批判を試みることにする。

## Ⅱ. 現象学的な「意識」の位置づけ

### 1. 経験的自我と超越論的自我

現象学は、方法的に意識の絶対性を主張するが、それが意味するのは、経験的自我の絶対性ではなく超越論的自我の絶対性である。経験的自我と超越論的自我（超越論的主観性）の区別は、フッサール現象学の根本態度から導かれる帰結であるにも関わらず、しばしば大きな誤解が見受けられる<sup>21</sup>。もし、現象学が経験的で世界内部的な自我の絶対的明証性を主張し、そこから世界を演繹するような学であれば、本稿で見てきたニーチェやフロイトの反措定によって現象学の地盤は崩れるであろう。だが、実際には現象学的方法はニーチェやフロイトの理論によって台無しにされることはないのである。

一方で、われわれは日常的に諸事物や他者のなかに囲まれている〈私〉の存在についての確信を持っている。もちろん、それは自己意識のように〈私〉の存在価値と承認をめぐるある種特殊な意識形態を取ることもあれば、日常的な実践的関心のうちで世界に向き合っている自然な〈私〉という信憑を意味することもある。心を実証的に扱う経験的心理学においてはどうかであろうか。そこでも、心は世界のなかに確かに存在するものと考えられ、時間と空間の局所にある存在だとみなされるであろう。現象学では、これらの意識形態はすべて経験的自我として扱われることになる。すなわち、前学問的な心、実証主義によって研究される意識、精神分析の対象となる無意識なのかどうかに関わらず、自我、心、意識といった存在を時間と空間のうちにあるものとして、実在的に捉えていることが経験的自我の条件となる。

他方で現象学は、現象学的還元によって開示される超越論的自我（超越論的主観性）の領野を持っている。それは、「現象学的還元」という現象学の根本方法から導かれる。フッサールは現象学的還元の方法を論じる際に、「自然的態度」と呼ばれる「ごく自然な普通の生き方をしている人間」の態度の考察から始めている<sup>22</sup>。これは先ほどの、経験的自我に相当する態度であると考えてよい。「自然的態度」のうちにある人間は、世界を時間的、空間的に拡がったものとして眼前に見いだしている。「すなわち、私は、一つなる空間時間的な現実が、私に対して向こう側にあるものといったありさまで、恒常的に手の届く向こうに存在しているのを見出」しながら、「その現実が私自身が属しており、また

同じく、その現実の中に見出されまたその現実に同等の仕方に関係している他のすべての人間たちも、その現実に属しているということ」をごく普通で自然な信憑としてもっている<sup>23</sup>。フッサールは、こういった仕方での世界の確信のあり方を「自然的態度のなす一般定立<sup>24</sup>」と呼んでいる。自然的自我に対応するかたちで、世界も眼前に広がっているのである。

新田義弘は、「自然的態度とは、日常的行動だけでなく科学的認識をも含む一切の先現象学的な認識に共通する態度」であるとし、「自然的態度の概念と本質的に連関する概念は、存在者の総体性を表わす世界の概念およびその世界の内に生きる人間の生きかたを表わす素朴性 (Naivität) とか自明性 (Selbstverständlichkeit) の概念である」と論じる<sup>25</sup>。新田が明確に書いているように、「素朴性」や「自明性」の概念で特徴づけられ、また日常的行動や科学的認識を含んでいるのが「自然的態度」であるが、現象学者は世界の自明性に基礎づけられている「自然的態度」が持つ世界の一般定立を、徹底的に変更することで、「現象学的態度」に移行する。この態度変更を要請するのが「現象学的還元」である。

まず、現象学者は、心や世界が実在的に存在しているという存在判断自体を遮断する必要がある。その操作は「エポケー」と呼ばれる。フッサールは次のように書いている。「その定立は、それ自身において、それがそれであるものであり続けている一方で、われわれは、その定立を、いわば「作用の外に」置き・働かせないで置くのであり」、また「われわれは、「スイッチを切ってその定立の流れを止め・その定立を遮断するのであり」、われわれは、「その定立を括弧に入れるのである」」のである<sup>26</sup>。

ただし、「エポケー」と呼ばれる世界の实在定立に対する括弧入れは、フッサールが述べるように、「定立を反定立に転化させるのではなく、肯定を否定に転化させることではない<sup>27</sup>」ことには注意が必要である。というのも、現象学的エポケーは、实在を非實在に転化させるのではなくて、日常的に行っている措定を括弧に入れてそのままにしておく方法的操作を意味するからである。

さらに注意されるべきなのは、定立の遮断は、個別的な対象に対する個別的な作用に対して行なわれるのではないということにある。ラントグレーベが鋭く論じているように、対象を認識する場合、例え認識判断が誤っている場合でも、そこに存在するものはなにもないということはありません、「あらゆる『でない』は、『これこれではなく、別のよう』である<sup>28</sup>」、ということになる。「誤っていることが判明して、切除される部分がたとえどんなに大きいと考えられようとも、つねに一つの基盤は残る。それは究極的かつ普遍的に解すれば、われわれの世界という基盤であり、確証されるすべての経験、ならびにすべての否定、それどころか、可能的だとか、蓋然的だとかみなすはたらきは、すべて、この基盤のうえに生起する<sup>29</sup>」のである。「あらゆる個別的措定とあらゆる個別的否定には、世界信憑、世界確信という普遍的な基盤が前提にされて<sup>30</sup>」おり、括弧入れを真に普遍的にするためには、自然的態度における一般定立という世界信憑の全体を一度に停止する必要

があるのだ。

それゆえ当然のことではあるが、自然的態度の地盤のもとで形成されるあらゆる学問もエポケーを免れ得ない。すなわち、「すべての自然科学および精神科学は、その全認識内容要素をも含めて、ほかならぬ自然的態度を必要とする諸学問である以上、われわれの判断領圏からは遮断されることになるわけである<sup>31</sup>」。少し先取りになってしまうが、ニーチェやフロイトの力や無意識も現象学的にはエポケーを蒙ることになる。

エポケーによって、世界信憑そのものを括弧入れした後、現象学者はデカルト的懐疑にならって、世界の一切は意識において構成されているという場面に立ち戻る。このような一連のプロセスによって開示されるのが「純粹意識」、すなわち「超越論的主観性」となる。肝要なのは、経験的自我もまた超越論的主観性において構成されたものであるという点にある。この点についてザハヴィは、「それらは「二つの異なる主観の間関係ではなく、二つの異なる自己統握、第一次的自己統握と第二次的自己統握の関係」であり、両者は同様に〈私〉の主観でありながらも、「超越論的主観」は「第一次的構成的機能における主観」であり世界や自我自身の実在を構成する機能における主観であるのに対して、「経験的主観」はそのような「超越論的主観」によって、「世界の中の一対象として構成され内世界化された存在者」として考えられると論じる<sup>32</sup>。

ザハヴィによって適切に指摘されているように、現象学における意識の絶対性は、内世界的な存在者としての自我なのではなく、世界や自我自身の実在を構成する機能における自我に向けられるべきものなのである。では、超越論的主観性の「絶対性」とは何を意味するのだろうか。

## 2. 超越論的主観性の「絶対性」

これまで述べてきたように、現象学の超越論的主観性は、世界のあらゆる対象がそこにおいて構成される、それ自体は何ものにも基礎づけられることのない非実在的な場としての機能を持っている。現象学的には、りんごや机のような事物的存在者も、万有引力の法則や相対性理論のような自然科学的知見も、超自然的存在者としての神も含めてあらゆる存在者は、超越論的主観性においてその存在妥当を受けるのであり、そこから意味を汲みとって考えると考えられるのである。「この絶対的存在は、正しく理解するとき、あらゆる世界的超越物を、おのれのうちに内蔵し、それをおのれのうちに「構成する」のである<sup>33</sup>」。

具体的な文脈で考えてみよう。今、机の上に水の入ったペットボトルが置いてある。このペットボトルは今朝私在家から職場に持ってきたもので、インターネットで大量に購入したものの一つだ。普通、ペットボトルの中身が水であることを私は疑わない。ペットボトルには見慣れた銘柄のシールが貼ってあるし、中身も透明で私が今まで飲んだと思われる量だけ減っている。だが、水の入ったペットボトルの存在の妥当性を厳密に考えてみる

と、目の前のペットボトルが、今朝私が持ってきたペットボトルであるという保証はどこにもない。例えば、私がトイレに入っている際に、同僚が同じ銘柄で同じ量に調整したペットボトルにすり替えたかもしれない。また、電車の網棚にのせているとき、どこかの殺人鬼が可溶性、無色、無臭、無味、有毒の粉末をこっそりと投入した可能性もある。このような場合、実際にペットボトルの水を飲んでみても可疑性は消えない。このように自然的態度において意識は常に誤りうるし疑いうる。そこに絶対性は存在しない。

では、同じ文脈で現象学的意識の絶対性はどうか考えられるであろうか。端的に言えば、現にありありとペットボトルの知覚が意識に直接与えられているということ、そして水の入ったかくかくしかじかのペットボトルであるという意味も与えられているということ、このことだけは疑えないのである。ペットボトルの中身が本当は水でないとしても、意識に対して水の入ったペットボトルとして与えられ、感じられるという意識内容それ自体は誰でも疑いようがない。こうして、現象学は意識を直接に反省したときの意識体験の絶対性を主張するのである。繰り返すと、ペットボトルという存在者（客観的事物存在者）に対しての可疑性は常に付きまとう。それが実は幻影だったということもありうるからだ。しかし、反省的意識において、確かに私にとってそれがペットボトルであると感じられ、そう与えられているということだけは疑いえないし、疑う動機を持たないのは誰でも実際に反省すれば理解されうることなのである。

知覚と意味の所与の「受動性」と「到来性<sup>34</sup>」が、われわれが対象の存在を妥当する際の最後の根拠となる。むしろ、「受動性」と「到来性」こそが、ある対象が意識の自由の彼岸にあり、ある動かしがたさを持って存在することを保証すると言ってもよい。換言すると、われわれは常に意識に与えられる知覚と意味の所与の不可疑性から、対象が何であるかについての確信を作り出しているのである。当然、ペットボトルの中身が実は有毒な液体であったということもありうる。しかしその存在判断も後に意識に直接与えられた一定の所与の様式から起こるのであり、絶対的な意味でペットボトルの存在の客観性を主張することはどの時点でも誰にもできないのである。

このように考えると、現象学的な意識の絶対性は、いわゆる自己意識や心理学的な心と違ったものではないことが理解される。例えば、目の前のリングがレプリカなのか本物なのか迷う場合がある。この問いは、どこかにリングそのもの（客観それ自体）が存在していると考えた場合には決して解決されない。なぜなら、どのように確かめてみても、それがレプリカであるという可能性は永遠に消えないからだ。現象学的思考は、現象学的還元によって〈主観－客観図式〉という伝統的な認識論図式を変更する。それは、意識の内在領域からいかに超越が構成されているのかを見て取る〈内在－超越図式〉という方途を辿る。この考え方で行くと、重要なのはリングそれ自体が存在するかどうかではなく、われわれは一体、どのような条件（意識への所与）によって、それが本物のリングだと確信するのか（またはレプリカだと）だけが問題となる。そして、もし意識の内在領域の動かしがたさが崩れるとすれば、われわれの世界はまったくそのつど任意の出鱈目であることに

なり、あらゆる学や事物認識はその根拠を失うのは明らかである。

まとめよう。現象学においては、エポケーによって絶対的な客観性、真理性という概念は留保される。その上で、さまざまな対象の存在確信の本質条件と本質構造を反省的に取り出す。すなわち、超越論的主観性は厳密な認識論的文脈での思考の始発点を意味する<sup>35</sup>。現象学における意識の絶対性は、このように還元という操作によって開示される意識の内在領域のことを指している。それゆえ、現象学的に意識の外部を考察するとは、一体いかなる意識への所与が、われわれに「力」や「無意識」の存在を確信させるのか、という問いの方向になるのである。

### 3. 意識の「外部」は存在するか

ニーチェは「力への意志」によって、フロイトは「無意識の欲動」によって、近代哲学全体を貫いてきたコギト中心主義に大きな疑義を提出した。ポストモダン思想によって現象学もコギト中心主義の最後の砦として批判の対象になったが、現象学が主張する意識の絶対性は、超越論的主観性の絶対性なのであって、経験的主観や世界内部的な心の絶対性ではないことは今まで見てきた通りである。

だが、それでもやはり現象学が意識を対象認識の最高の法廷として定位する限り、意識の外部は存在しないことになるまいか。つまり、意識の志向的自由にならないような、「力」や「無意識」といった概念は現象学的にはどのように理解されうるのかということが問題となってくる。実際、フッサールによると、「最近しきりに議論されている『無意識』—夢のない眠りとか、失神とか、その他それと同じ種類の、あるいはそれと似た種類のもので、この名称のもとに数えられているものはなんであろうと—の問題に関して言えば、そのばあい問題になるのはいずれにしても、あらかじめ与えられている世界の出来事であり、したがってそれらも当然、誕生と死の問題と同じように、構成という超越論的問題群に属する<sup>36</sup>」のであるが、実際に「力」や「無意識」を現象学的に考察することはどのような理路と方途によって可能になるか、フッサールが十分に述べていないのも事実である。

意識の外部性に関する現象学的考察は、そもそも意識の外部が実在的に存在するのかどうかという方向では問いを進めない。現象学的にそのことを考えるためには、一体どのような条件によってわれわれは「力」や「無意識」といった意識を規定する諸力を確信するのか、と問わなければならない。確かに、ニーチェが言うように「意識されるすべてのものは、一つの終末現象、一つの結論であって——けっして何ものかをひきおこす原因とはならない<sup>37</sup>」かもしれない。だが、このことは「意識の絶対性」を述べる現象学的思考と何ら矛盾はしないのである。なぜなら、意識がたとえ終末現象でしかないとしても、われわれが意識の外部に「力」の力動を想定できるのは、われわれの意識に現われる諸現象（終末現象）が、われわれの意識の自由な志向力の外部にあると考えざるを得ない場合に

限られるからである。

例えば、「気分」に関してハイデガーは次のように述べている。「情状性は反省されな  
いどころか、情状性は、配慮的に気遣われた『世界』に無反省に身をまかせ引き渡されて  
いるときにこそ、現存在を襲う。気分は襲う」のであり、「気分は、そのつどすでに世界  
内存在を全体として開示してしまっており、何々へとおのれを向けることをまずもって可  
能ならしめる」のである<sup>38</sup>。「気分」によって現存在は、そのつど世界が〈何であるか〉  
ということについての了解を持つのであり、またそのことのうちで企投的可能性として、  
おのれがどのようにありうるのかということも開示される。「気分」は意識的な反省以前  
に現存在を襲うのであり、意識の向こう側から意識へと向かって到来するのである。それ  
は、意識の自由な志向力によって規定することはできず、反省に先だつてそのつど世界と  
おのれの〈何であるか（何でありうるか）〉を告げ知らせるものとしてある。

意識的反省以前に存在するとされる「気分」は確かに、現存在そのものの実存を規定す  
る性格を持っている。しかし、ここで重要なのは、上記の「気分」の諸性格は、意識に対  
して、「気分」を想定せざるを得ない諸条件が与えられるがゆえに記述可能になっている  
ということにある。すなわち、意識は単に「気分」によって規定されているだけでなく、  
意識は自らの自由の彼岸にある「気分」という存在を了解し内面化しているということ、  
このことこそ現象学的に「気分」の持つ性格をハイデガーが記述できた根拠に他ならな  
い。同様の論理は、「力」や「無意識」にも当てはまる。われわれは生のなかでしばしば  
否応なしに、合理性や意志を超えたところにある力動に突き動かされることを知っている。  
神経症はまさにその原因を意識化することができないことに苦しみの由来を持つが、  
無意識のうちに蠢く抑圧された欲望や自我理想の存在を逆説的に意識に告げ知らせる機能  
を持っているとも言える。また、対象が単なる理論的な判断の対象ではなく、快いものや  
美しいもの、美味しそうなものや魅惑的なものといった価値体として不可避的に意識に立  
ち現われるときに、われわれは意識の志向力の彼岸に存在する欲望や関心を想定せざるを  
得ない。これらのことは、現象学における「意識の絶対性」は背理であることを意味しな  
いばかりか、むしろ意識によってこそ意識の外部性についての記述可能性が担保されるこ  
を示しているのである<sup>39</sup>。

フロイトの「無意識」の領域は、親の子に対する過剰な愛や期待、逆に暴力やネグレク  
トによって、強制的な仕方では抑圧された欲動と「超自我」と呼ばれる社会化の過程で幼年  
期から知らず知らずのうちに身につけてきた諸ルールの上によって構成されている。しか  
し現象学的に考えると、無意識の欲動と超越的ルールは実体的な因果関係で意識を規定す  
るものではなく、原因不明の不安やうつ状態を経験した場合に想定され、その存在が反省  
的に洞察され得る「現象」であり根本仮説である。また、ニーチェの「力」の概念は、フ  
ロイトの「無意識」の概念と同様に、意識の自由の彼岸に蠢く生物の衝迫と欲望を示す。  
ニーチェにとって、「力」は世界を価値的に分節し構造化する力動性であるが、ニーチェ  
に反して現象学は次のことを主張する。すなわち、「力」によって「現象」は価値的「現



象」として現出するのではなく、意識に現われる価値的「現象」によって、「力」は想定されるということ、このことである。つまり、諸現象が現前する「意識」こそが常にあらゆる存在の妥当形成の底板となっていると現象学は考えるのであり、この絶対性は「無意識」や「力」では覆すことができない。

そして、もしわれわれの生活経験のなかでまったく意識の水面に現われない対象を実在的に措定してしまうならば、その時こそ、哲学は検証不可能な形而上学に陥ってしまうと言わなければならない。現象学は哲学や思想の根拠をあくまで、〈私〉の内的な体験に求めようとする。そのことの最大の意味は、学問における深刻な信念対立、また難解で思弁的なスコラ議論を、生活と意識体験の場面に引きずりおろすことにあるのであり、逆に言えば、われわれの生活や意識体験において妥当されない議論はすべて解体される宿命にあることを現象学はそれまでにない画期的な方法で示したのである。フッサールにおける普遍学としての哲学の理想、この普遍性を担保するのは、神でも哲学自身でもなく、哲学を受け取る一人一人の内的な体験と生活経験である。したがって、意識の外部を措定する根拠は、現象学的には紛れもなく意識の内側にあると言わなければならないのであり、現象学的意識が媒介され、構成されたものであるという批判は現象学という学の一面しか受け取っていない。確かに、意識はさまざまな仕方で構成されている。だが、そのような洞察の根拠を与えるのは、意識の外部に存在する対象の実在性格ではなく、どんな場合にも超越論的主観性に与えられる対象の所与の様式であると言わねばならない。

## おわりに

現象学は意識の学である。その意味するところは、現象学があらゆる存在確信を生成する場としての超越論的主観性の学ということであり、一般に日常言語や心理学で用いられる意識、自我、心とは一線を画している。あらゆる存在者は意識において存在妥当を受け、という一見風変わりとも思える思考の方法は、認識問題を原理的に解決しようとしたフッサールの方法的独我論の帰結でもある。

重要なのは、フッサールの主要課題が意識の本質構造を解明することにあつたとしても、現象学全体としては、フッサールの認識問題の原理的解明を土台にしつつ、さまざまなことがらに関して、それらがわれわれの生と社会にとって持つ本質領域の探究へと哲学を向け換えること、すなわち哲学の〈本質学的回帰〉を要請することにある。そして、そのなかには、「力」や「無意識」といった一見すると現象学とは相反する領域も含まれている。つまり、意識体験のなかで「力」や「無意識」の存在を想定せざるを得ない条件の探究によって、本質学として「力」や「無意識」を考察することが可能になると言える。

このように考えると、意識の媒介性を根拠としたアドルノなどのポストモダンの批判は、現象学批判として不十分であると言わざるを得ない。むしろ、現象学的には、意識の外部に絶対的に存在する〈本体〉を虚構し、そこから実在的な根拠関係によって意識の構

成を主張することこそ背理となる。

本稿では、現象学的に意識の外部を考察する可能性を探究した。そのことによって、フロイトやニーチェの理論と現象学が相反するものではないことが理解されたはずである。だが、本稿では探究の可能性の提示に止まっており、具体的に意識の外部性に関する考察を展開することはできなかった。また、当然ニーチェとフロイトの存在論は、近代以後の人間観を大きく変え、現象学にはない独自の価値を持っている。ニーチェとフロイトを思想の一つの軸に据えたフーコー、ラカン、ドゥルーズなどのポストモダン思想を考えてみても、そのインパクトの大きさは計り知れない。これらのことについての探究に関しては今後の課題としたい。

---

## 注

- 1 マックス・ホルクハイマー、テオドーア・W. アドルノ『啓蒙の弁証法：哲学的断想』徳永恂訳、岩波文庫、2007年、15頁。
- 2 同上書、7頁。
- 3 テオドーア・W. アドルノ『認識論のメタクリティーク：フッサールと現象学的アンチノミーにかんする諸研究』古賀徹、細見和之訳、法政大学出版局、1995年、8頁。
- 4 リチャード・ローティ『哲学と自然の鏡』野家啓一監訳、産業図書、1993年、182-185頁。ミシェル・フーコー『言葉と物：人文科学の考古学』渡辺一民、佐々木明訳、新潮社、1974年、345-346頁。
- 5 フリードリッヒ・ニーチェ『道徳の系譜』信太正三訳（『善悪の彼岸 道徳の系譜』、ニーチェ全集11、信太正三訳、ちくま学芸文庫、1993年）、583頁。（以下、1993aと表記）
- 6 同上書、521頁。
- 7 同上書、531頁。
- 8 同上書、393頁。
- 9 フリードリッヒ・ニーチェ『権力への意志 下』、ニーチェ全集13、原佑訳、ちくま学芸文庫、1993年、20頁。（以下、1993bと表記）
- 10 同上書、21頁。
- 11 同上書、27頁。
- 12 同上書、61頁。
- 13 ジークムント・フロイト『夢判断 上』高橋義孝訳、新潮文庫、2005年改版（初版は1969年）、127頁。
- 14 同上書、141頁。
- 15 同上書、147頁。
- 16 ジークムント・フロイト『夢判断 下』高橋義孝訳、新潮文庫、2005年改版（初版は1969年）、511頁。

- 17 ジークムント・フロイト「自我とエス」中山元訳（ジークムント・フロイト『自我論集』中山元訳、ちくま学芸文庫、1996年）、220頁。
- 18 同上書、236頁。
- 19 同上書、240頁。
- 20 フロイトによると、人間は、彼らがかつて一人の原父をもち、そしてその原父を打ち殺してしまったということ——独特のかたちで——常に知っていた。フロイトは独自の仕方ユダヤ教の発生の歴史から、ユダヤ民族であること原罪感覚の発生論的仮説を提示している。ジークムント・フロイト『モーセと一神教』渡辺哲夫訳、ちくま学芸文庫、2003年。
- 21 ここでの筆者の主張はあくまでもフッサールにおける意識の概念であることに注意されたい。例えば、フランス現代思想への現象学解釈に大きな影響を与えたサルトルは、経験的自我と超越論的自我を完全に混同している。サルトルは次のように述べる。「ところが、現象学としては、こうした統一と個性とをもたらず《我れ》などには訴える必要がないことは、たしかである。実際、意識は指向性によって規定されるのであって、指向性によって意識は自分自身を超越し、自分を逃れつつ自分を統一づけるのだ」。ジャン・ポール・サルトル『自我の超越 情動論粗描』竹内芳郎訳、人文書院、2000年、26頁。
- サルトルは、意識が不断の脱自構造にあることを主張し、超越論的自我を不要なものとして斥けるが、フッサールにおける超越論的自我は経験的自我を含めた世界のあらゆる対象を構成する一次的な領野なのである。現象学的には、経験的で世界内部的な〈自我〉という信憑がどのような条件で成立しているかを確かめなおすことができる。つまり、超越論的主観性の内部で、経験的自我の成立の構造を考えることができる。超越論的主観性という概念の含意は、〈私〉は〈私〉から決して外に出て、対象を確かめることができないという厳密な意味で認識論的なものである。あらゆる反省に先行し、そこから逃れでてしまう実存的意識を実在的に措定してしまうことこそ、フッサール現象学の観点からは背理なのである。
- 22 エドムント・フッサール『イデーニ I - I 純粹現象学と現象学的哲学のための諸構想 第1巻 純粹現象学への全般的序論』渡辺二郎訳、みすず書房、1979年。
- 23 同上書、133頁。
- 24 同上書、134頁。
- 25 新田義弘『現象学』講談社学術文庫、2013年、72頁。
- 26 フッサール、前掲書、137頁。
- 27 同上書、136頁。
- 28 ルートヴィヒ・ラントグレーベ『現象学の道 根源的経験の問題』山崎庸佑、甲斐博見、高橋正和訳、木鐸社、1980年、65頁。
- 29 同上書、66頁。

- 30 同上書、66頁。
- 31 フッサール、前掲書、243頁。
- 32 ダン・ザハヴィ『フッサールの現象学』工藤和男、中村拓也訳、晃洋書房、2003年、74-75頁。
- 33 フッサール、前掲書、215頁。
- 34 「到来性」という用語は竹田青嗣の直接の指導による。竹田は次のように述べる。「〈欲望〉は、必ず、〈私〉にとってそれが“告知知らされる”というかたちで、「むこう」からやってくる。つまり、〈欲望〉は、〈意識〉にとって、本質的に〈外部〉のものとして訪れる」。竹田青嗣『意味とエロス：欲望論の現象学』、ちくま学芸文庫、1993年、89頁。
- 35 認識問題に執着したフッサールの動機とその思想的射程について、筆者は以下で詳述した。拙稿「現象学における本質学の二義性：一般本質学と超越論的本質学の導入の試み」、『本質学研究』（電子ジャーナル<https://wesenswissenschaft.wordpress.com/>）、第1号、2015年、pp1-15。
- 36 エトムント・フッサール『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』細谷恒夫、木田元訳、中公文庫、1995年、343頁。
- 37 ニーチェ、前掲書（1993b）、23頁。
- 38 マルティン・ハイデガー『存在と時間』原佑、渡辺二郎訳（責任編集原佑『世界の名著74 ハイデガー』、中央公論社、1980年）、255頁。
- 39 竹田青嗣は次のように述べている。「現象学の立場は「無意識」の存在と両立しないといった説もあるが、もちろん通俗的な誤解にすぎない。ひとことで言って、わたしの経験は、自分のうちに何らかの「無意識的なもの」が存在することを自然に確信させるような経験だった。思春期から青年期にかけて人間の「自我」の形は、ある本質的かつ決定的な変化を起こす。わたしが体験したような自己の心身の不可思議な変調は、それまでの自然な自我経験を越え出るような体験であり、自分のうちに自分に理解できない何か不思議なメカニズムが働いていることを、抗いがたく納得させるようなものだったからだ。」竹田が述べているように、現象学の立場は無意識の存在と両立しないわけではなく、現象学的に「無意識」の本質について考察することができるのである。竹田青嗣、山竹伸二『フロイト思想を読む：無意識の哲学』、NHKブックス、2008年、233頁。

## 中国の家庭内暴力防止法草案に対する考察

### Consideration of Draft of Anti-Domestic Violence Law in China

呉 紅敏

Hongmin WU

大阪経済法科大学 教養部准教授

#### 目次

- I. はじめに
- II. 女性に対する暴力
- III. 中華人民共和国家庭内暴力禁止法（草案）の概要
- IV. 結びにかえて

キーワード：家庭内暴力・女性に対する暴力・家庭内暴力防止法

#### I. はじめに

2014年5月14日、世界銀行が同日発表した最新の報告書によると、現在世界全体で7億人を超える女性が夫やパートナーから身体や性の暴力を受けており、その多くは何の保護も受けられていない。この問題は特に発展途上国が多い南アジアやアフリカで顕著で、一部の地域では女性の3分の2が暴力にさらされている<sup>1</sup>。

中国においても、最近の調査によると、中国の家庭内暴力発生率は29.7%～35.7%に達しており、その主な被害者は女性、児童と高齢者である。2004年～2008年までの、中国婦人連合会が受理した家庭内暴力の訴えの件数は4万～5万件に達しているが、今後も増加の趨勢である。2007年、全国の31省と市において行った農村家庭暴力の現状に関する調査によると、農村部における家庭内暴力の現状は、62.02%の人が何らかの家庭内暴力を受けているなど深刻で、重大な人権問題、社会問題になっている<sup>2</sup>。

中国憲法第49条においては、婚姻、家族、母親及び児童は、国家の保護を受け、高齢者、婦人及び児童に対する虐待を禁止すると規定している。

しかし、中国においては、そうした憲法を備え、上記の国際的条約を批准してはいるものの、実際的な虐待防止のための特別法が設けられておらず、主に関連法で対応するにとどまっている。それを具体的に言えば、女性に対する暴力については「中華人民共和国婦女權益保障法」（以下、婦女保障法と略記）、「中華人民共和国婚姻法」（以下、婚姻法と略

記)、などの単項保護保障法で対応していた。

全国婦人連合会が発表した中国女性の社会的地位に関する調査によると、回答者の86%が「DVは違法行為」と認識し、圧倒的多数がDV防止法の制定を支持していた。そこでDV防止法を全国人民代表大会の2012年の立法計画に取り入れ、専門家らによるDV防止法の制定について検討を行っていた。

こうした中で、2014年11月25日、中国国務院法制弁公室（事務局）は、「中華人民共和国家庭内暴力防止法（草案）」（中文名：中華人民共和国反家庭暴力法）を公表し、「意見募集稿」（パブリックコメント）として位置付け、12月25日を期限として意見や提案を求めた。その後、2015年7月28日、国務院常務会議で「中華人民共和国家庭内暴力防止法（意見聴取稿）」が採択され、公式ホームページにて発表された。

以下では、家庭内暴力禁止法草案を紹介するとともに、その現状と課題について取り上げることにしたい。

## Ⅱ. 女性に対する暴力

### 1. 現状

女性に対する暴力の問題は、現代の人間社会において、普遍的で深刻な人権問題であり、先進諸国か発展途上国かを問わず、世界各国の共通の社会問題になっている。当然、中国も例外ではない。

1994年に発表された『中国婦女状況白書』によると、中国では、年間40万組の家庭が崩壊し、その中の25%が家庭内暴力によるものであった<sup>3</sup>。1988年に中国で初めての女性民間組織として設立された「北京紅楓婦女心理カウンセリングサービスセンター」が2012年2月に発表した、「ドメスティック・バイオレンス」に関する調査結果によれば、（総計1858人、男性435人、女性1423人が対象）回答者の54.6%がDVの被害に遭ったことがあると答え、そのうち74.1%が「誰にも言わずに、黙って我慢する」と答えていた<sup>4</sup>。中国では自殺者が年平均で28.7万人、そのうち女性の自殺者が15.7万とされるが、全体で年平均そうした女性の多くが男尊女卑の観念に基づく家庭内暴力が原因で命を絶っており<sup>5</sup>、女性に対する暴力・虐待問題は深刻な社会問題と言わねばならない。

### 2. これまでの女性に対する暴力虐待に関連する主な法律

以下では、女性に対する暴力に関する法律として、主な二つの法律を紹介することにした。一つは、1980年に制定され、2001年に改正された婚姻法と、もう一つは女性の合法的權益を保障し、男女平等の促進を目的として1992年に制定され、2005年に改正された婦女保障法である。

家庭内暴力または家庭構成員間の虐待については、婚姻法が修正される前にも、既に憲法をはじめ多くの関連する法律において規定されていた<sup>6</sup>。とくに、婚姻法は、2001年の改正において、家庭内暴力・家庭構成員間の虐待及び遺棄を禁止する（同法第3条）諸規定が盛り込まれるに至った。長年、女性に対する暴力に関する特別法の制定が課題となってきたが、それを婚姻法に含む形式を採用したわけである。これは民事法である婚姻法に刑事手続きも規定されているのが特徴である<sup>7</sup>。

女性の権利擁護・強化と男女平等の促進を目指して制定された女性保護法においても、女性に対する家庭内暴力や虐待の禁止（同法第2条）、警察や行政部門によるその違法行為に対する予防と制止、被害者救済を定めており（同法第46条）、また、加害者に処罰を科すことができると規定されている。また、中国で初めて、職場などでのセクハラ防止規定も盛り込まれた。

国レベルのDV防止法の制定が遅々として進まないなか、それを補うために地方では条例が制定される動きが活発で、2000年から現在までに、湖南省など28省（直轄市・自治区）でDV防止法や関連政策が実行されていた<sup>8</sup>。2008年中央宣伝部、最高人民検察院、公安部、民政部、司法部、衛生部、全国婦女連合会は共同で「家庭内暴力を予防と防止に関する若干の意見」を制定し、家庭内暴力の防止と予防の法制度の整備に大きな役割を果たしている。しかし、それらは実際には法的効力と強制力を欠くことが多く、もっぱら広報、呼びかけのまたは上級政府部門による下級政府部門に対する指示に留まっており、実効性を欠いている<sup>9</sup>。とはいえ、強制力はないものの、地方政府での被害者保護シェルター設置が地方性法規で規定されたことで、公的機関のシェルター設置への関与が徐々に増えるという効果を発揮してはいる。また、地方政府によっては、家庭内暴力負傷鑑定センター、家庭暴力通報センターなども設置しているところもある。

### Ⅲ. 中華人民共和国家庭内暴力防止法（草案）の概要

当草案は、「総則」、「家庭内暴力の予防」、「家庭内暴力処置」、「人身安全保護令」、「法律責任」、「附則」の計6章35条から構成されている。以下、その内容を紹介する。

#### 1 第1章 総則

第1条 家庭内暴力を予防・制止し、家族構成員の合法的な權益を保護し、平等、和睦、文明的な家庭関係を保ち、家庭の和睦と社会の安定を促進し、家庭内暴力を予防・制止し、被害者の合法的な權益を保護するために、本法を制定する。

第2条 本法でいう、家庭暴力とは、殴打、縛り、傷害、強行に人身自由の制限などの手段を用い、家庭構成員に対し行う侵害行為を指す。

第3条 家庭内暴力の禁止は、全社会と各家庭の共同責任である。政府関係部門、司法機関、人民団体、社会組織、都市部と農村部の末端市民自治組織、企業事業部門

は、本法と関係法律の規定に基づき、家庭内暴力防止の業務をしっかりと進めなければならない。

第4条 県クラス以上の人民政府は、反家庭内暴力活動を強化し、その経費を保障しなければならない。県クラス以上の人民政府の女性・児童を担当する機構は、関係部門を組織し、協調させ、指導し、督促を行い、反家庭暴力の活動を行うようにしなければならない。各級人民政府に家庭内暴力業務に必要な経費の提供を保障しなければならない。

第5条 反家庭内暴力業務（事業）は、予防を主とし、教育と処罰を結びつける原則を実行する。

## 2 第2章 家庭内暴力の予防

第6条 国家は家庭内暴力防止の宣伝教育を展開し、家庭内暴力禁止知識を普及させ、公民の反家庭暴力に対する意識を強化させなければならない。国家は社会力量が家庭内暴力禁止宣伝活動を展開することを鼓舞奨励（鼓勵）しなければならない。労働組合、共産主義青年団組織、婦女連合会は各自の業務範囲内において、家庭暴力禁止宣伝教育を組織展開しなければならない。

第7条 政府関係部門、司法機関、婦女連合会は、家庭内暴力防止を業務研修と統計の中に取り入れなければならない。医療機関は、家庭内暴力被害者の診療記録をきちんと行い、家庭内暴力禁止を業務研修に取り入れ、小中学校においても反家庭内暴力教育を行わなければならない。

第8条 郷と鎮（末端行政組織）人民政府、街道弁事処（市役所出張処に相当）は、家庭内暴力予防業務を組織・展開させなければならない。都市部と農村部の基層大衆性自治組織は協力をしなければならない。

第9条 各級人民政府は、社会組織が心理健康諮問、家庭関係指導、家庭内暴力予防知識教育などのサービスを展開することを支持しなければならない。

第10条 人民調停組織は、法律に基づき家庭紛争を調停し、家庭内暴力の発生を予防し減少させなければならない。

第11条 雇用部門は、在職の職員労働者に対し、家庭内暴力防止教育を行うべく、在職職員労働者に家庭内の暴力行為が見られた場合、適時に阻止させるべく、批判教育を行うと同時にその当事者家庭のトラブルを調停、和解を行わなければならない。

第12条 未成年者の監護者は正確な家庭教育を行分ければならず、法律に基づき監護職責を履行し、家庭内暴力を振ってはいけない。

## 3 第3章 家庭内暴力の処置

第13条 家庭内暴力の被害者及びその法定代理人、近親族は、加害者或いは被害者の在職会社、都市・農村部の末端市民自治組織、婦女連合会などの関係組織に対し



提訴と救助を求めることができる。関係部門は、家庭内暴力の提訴や救助を求められた場合、適時に救助を行い、助けを与えるなどの処理をしなければならない。家庭内暴力被害者及びその法廷代理人、近親族も公安機関に通報することができる。

第14条 小中学校、幼稚園、医療機関及びその職員が業務中、民事行為能力のない人、若しくは民事行為能力が制限されている人が家庭内暴力に遭っているか、家庭内暴力が疑われる場合は、ただちに公安機関に通報しなければならない。

第15条 公安機関は家庭内暴力の通報があったら、ただちに現場に出動し、家庭内暴力を制止すると同時に、関係規定に基づき、調査を行い証拠を探し、医者にかかることを協力し、怪我の状況を鑑定しなければならない。

第16条 家庭内暴力程度が比較的軽度の場合、法律に基づき治安管理処罰をせず、公安機関が加害者に対し、批判教育あるいは訓戒書を出す。訓戒書には、加害者の個人情報、家庭内暴力の事実陳述、加害者の家庭内暴力を禁止する内容が含まれなければならない。

第17条 公安機関は訓戒書を加害者、被害者及び当該地の都市・農村の末端市民基礎組織に送付しなくてはならない。都市・農村の末端市民基礎組織の担当職員或いは社區の警察は訓戒書を受け取った加害者、被害者を訪ね調査を行い、加害者に二度と家庭内暴力を振るわないように督促する。

第18条 県クラスあるいは区を設けている市クラスの人民政府は単独或いは救助管理機構に委託し、臨時保護場所（シェルター）をつくり、家庭内暴力被害者に対する応急の保護と救助を行う。

第19条 法律援助機構は、法律に基づき、家庭内暴力被害者に法律援助を提供しなければならない。人民法院（裁判所）は、法律に基づき、家庭内暴力被害者の訴訟費用を減額、免除或いは延納するようにしなければならない。

第20条 人民裁判所は、家庭内暴力に関する民事事件を審理する際に、公安機関の当日の現場検記録、警告書、怪我の状況の鑑定意見などの証拠に基づいて、家庭内暴力事実を認定することができる。

第21条 監護者（後見人）が家庭内暴力を振り、被監護者が合法的な權益が侵害された場合、人民法院は関係者或いは在職部門の申請に基づき、法律に基づき監護人の資格を取消し、別の監護人を指定することができる。監護人資格を取り消された監護人は、引き続き贍養、扶養、養育の費用を負担しなければならない。

第22条 都市部農村部の基層市民自治組織、労働組合（工会）、共産主義青年団、婦女連合会などの部門は家庭内暴力を行う加害者に対して、法制教育心理カウンセリングを行わなければならない。

#### 4 第4章 人身安全保護令

第23条 被害者が家庭内暴力を受けているか或いは家庭内暴力を振るわれる現実

的な危険性がある場合、人民裁判所に人身安全保護を申請することができ、人民裁判所は受理しなければならない。被害者が強制、威嚇などの原因により人身安全保護申請を申請できない場合、その近親族代わって申請することができる。

第24条 人身安全保護令の申請は書面方式で提出しなければならないが、書面方式での申請が困難な場合は、口頭申請も可能で、人民裁判所が記録を行う。

第25条 人身安全保護令案件は、申請人（被害者）或いは被申請人（加害者）の居住地の基礎人民裁判所が管轄する。

第26条 人身安全保護令の発行は、下記の条件を具備しなければならない。

- (一) 被申請人が明確であること
- (二) 具体的な請求があること
- (三) 当事者が家庭内暴力を受けているか或いは家庭内暴力が振るわれる現実的な危険性があること。

第27条 人民裁判所は申請を受理後、48時間以内に人身安全保護令を出すか申請を取り消さなければならない。

第28条 人身安全保護令は、以下の措置を含むことができる。

- (一) 被申請人（加害者）家庭暴力を振うことを禁止する
- (二) 被申請人（加害者）が騒乱を起こしたり、申請人を追跡（付きまとう）することを禁止する
- (三) 加害者を被害者（申請人）の住所から転出するよう命じる
- (四) 申請人（被害者）の人身安全を保護するその他の措置

第29条 申請人（被害者）、被申請人（加害者）は人身安全保護令或いは申請の取り消しに不服がある場合、一度だけ再議を申請することができる。再議期間中、人身安全保護令の執行は停止しない。

第30条 人身安全保護令の有効期間は6か月を超えてならず、それが出された日から効力を生じる。

## 5 第5章 法律責任

第31条 加害者の家庭内暴力により人身損害、財産損失をもたらした場合、法律に基づき民事責任を負わせ、治安管理条例を違反した行為に対しては、法律に基づき治安管理条例を適用し、犯罪を構成した場合は、法律に基づき刑事責任を追及する。

第32条 被申請人（加害者）が人身安全保護令を違反した場合、人民法院は警告を行うべく、状況に応じて1000元以下の罰金或いは15日以下の拘留をすることができる。

第33条 反家庭内暴力職責を有している国家機関職員が職責を疎かにしたり、職権の乱用、徇私舞弊（えこひいき）したりした場合、法律に基づき処分を科し、犯罪を構成した場合は、法律に基づき刑事責任を追及する。

## 6 第6章 附則

第34条 本法は、年 月 日から施行する。

### Ⅳ. 結びにかえて

以上の叙述からわかるように、これまでの法律では、虐待防止法のような特別法を欠いたまま、諸種の関連法で対処していたため、対象を家庭内暴力・虐待に特化した規定がなく、早期発見、通告、被害者の保護・救済措置などについても明確な規定がなく、しかも、被害者支援としての事後対応が中心となっていた。しかし、今回の虐待防止法は、現段階ではまだ草案ではあるが、家庭内暴力を未然に防ぐための、若年層を含む早期から予防教育をはじめ、家庭内暴力被害者の支援活動、加害者への指導・更生など予防・再発防止などに関する条項が明確に定めており、とくに、被害者ために保護シェルター提供（第18条）などの支援活動の条項も盛り込まれたことは画期的であったといえる。

また、女性、児童、高齢者、障害者などの社会的弱者への暴力・虐待を予防・防止するためには、立場の弱い者に対する暴力と虐待の防止と救済の法制定を試みしているところは大いに評価できるものである。

ただし、いくつかの問題点も課題を抱えているのも確かである。同草案は、まだ原則的な規定にとどまり、抽象的な表現が多く、具体性を欠いていると考えている。とくに、虐待に定義において、主に身体的、精神的暴力だけが解釈の対象とされ、心理的、性的、経済的虐待などが包含されていないのが大きな欠陥になるのではないかと考えている。また、早期発見や通告義務は規定されているものの、通告義務を怠った場合の責任の規定は設けていない。また、庭内暴力には、行政の積極的な関与が必要不可欠なものであり、行政の権限と責任、それに伴う責任所在もはっきりさせる必要がらと思われる。

そもそも虐待が未然に防がれ、すべての家族が虐待や差別のない平和で、安心して暮らせる豊かで幸福な家庭や理想的な社会を構築することは、最も望ましいことは言うまでもないことである。だが、そう行かないのが私たちの人間社会である。家庭内暴力防止において最も重要なのは、虐待を未然に防ぐことである。家庭内暴力は、家族間の不和、介護など家族しか知らない事情や原因、要因なども背景にあると思われる。虐待発生の背景や要因などもっと研究・精査する必要がある、虐待者に対する相談援助ももっと積極的に行う必要であると思われる。

女性、児童、高齢者、障害者などの社会的弱者への暴力・虐待を予防・防止するためには、立場の弱い者に対する暴力と虐待の防止と救済の法制定が不可欠であり、早期に立法が待たれるところである。

---

## 注

- <sup>1</sup> <http://news.livedoor.com/article/detail/8840173/>
- <sup>2</sup> 中国法学網 (<http://www.iolaw.org.cn/showLaws.asp?id=22731>) 参照。
- <sup>3</sup> 陳敏著『中国醸成反家庭暴力報告』人民出版社、2007年、2頁
- <sup>4</sup> 中国人民網 (<http://j.people.com.cn/94475/7816263.html>) を参照
- <sup>5</sup> 『自殺する女性15万人、家庭内暴力が原因』2006年11月28日付配信 サーチナ・中国情報局 (<http://searchina.ne.jp/>)
- <sup>6</sup> 加藤美穂子著『中国家族法』日本加除出版、2008年、207頁
- <sup>7</sup> 内閣府男女共同参加局「東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」(2008年) <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/2007houkoku.html>
- <sup>8</sup> 人民網日本語版 (<http://j.people.com.cn/1>) 2012年2月28日
- <sup>9</sup> 鄭澤善「中国における家庭内暴力の現状とその対策」古橋エツ子『家族の変容と暴力の国際比較』明石書店、2007年、52頁

初期プラトンの哲学  
—魂の世話をめぐる探究—

Plato's early works  
— The Search over Care of the Soul —

平野 織

Oribe HIRANO

大阪経済法科大学 21世紀社会総合研究センター 客員研究員

目次

- I. プラトンの哲学と初期対話篇
- II. 『ソクラテスの弁明』——魂の世話と善く生きること
- III. 初期プラトンの課題と構え
- IV. 『メノン』——探究のアポリアと想起説
- V. 初期プラトンの哲学の道程

キーワード：魂の世話・想起説・ソクラテスの対話篇・ギリシア哲学・プラトン

## I. プラトンの哲学と初期対話篇

前4世紀ギリシアのアテナイにおいてプラトン（前427年－前347年）は、師ソラテスを主人公とする対話篇を通して「イデア」や「哲人王」といった思想を唱えた。イデアは一般的に、感性的なものの原型としての超越的で絶対的な實在だとされ、哲人王は主著『国家』において現れた思想で、そこでは真実を観ることを愛する哲学者こそが国を統治すべきだと主張されている。現代の私たちからすれば、こうした思想は神秘的かつ非現実的に見える。そして実際、哲学史においては幾度となくそのように批判されてきた。そこで本論は、イデアや哲人王を唱える中期以前のプラトン、つまり初期プラトンの哲学を整理することで、プラトンの思想的動機と課題を明らかにすることを目的とする。

プラトンの師ソクラテス（前469年頃－前399年）は、僭主政や衆愚政治、ソフィストによる弱論強弁的な弁論術が広がるアテナイの衰退期において、貧乏を顧みず徳や正義など人間をめぐる事柄についてアテナイの広場で人々と熱心に対話していた。ソクラテスには「魂の世話」「善く生きること」といった関心があったと考えられる。しかし前399年、ソクラテスは有力者たちの恨みを買って、青年に害悪を与え国家の認める神々を認めなかつ

たという廉で訴えられてしまう。というのも、彼の対話は徳の探究を行うために、対話者に問いを投げかけ、次々と対話者の無知を晒すことをその特徴としていたからだった。そして裁判の結果、彼は刑死してしまう。

こうしたソクラテスに影響を受けて、プラトンは彼の死後に対話篇を書き始める。それ以前のプラトンは、『第七書簡』によれば「自分自身のことを支配できるようになりしたい、すぐにも国家の公共活動へ向かおう」(324B-C)と政治家になることを志していたが、独裁制や衆愚政治を前にして、特にソクラテスの死刑を契機として今は政治家になるべきではないと考えるに至る。そして何が善いことか、正義に適ったことかを根本から考える必要があると考えた<sup>1</sup>。こうしてプラトンは、ソクラテスの姿を描くことを通して哲学探究の道に入り、数々の対話篇を著していくことになる。真作とみなされ現存しているプラトンの著作はおおよそ30篇にのぼり、アカデメイア開設や3度にわたるシケリア旅行といった契機を前後に初期、中期、後期という3つの時期に分けられている。以下にその著作区分を示す。括弧内には、慣例上附されている副題を挿入する。

### 初期対話篇

『ソクラテスの弁明』、『クリトン』(行動)、『エウテュプロン』(敬虔)、『カルミデス』(節制)、『ラケス』(勇気)、『リュシス』(友愛)、『イオン』(『イリアス』)、『エウテュデモス』(争論家)、『プロタゴラス』(ソフィストたち)、『ヒippias (大)』(美)、『ヒippias (小)』(偽り)、『ゴルギアス』(弁論術)、『クラテュロス』(名前の正しさ)、『メノン』(徳)、『メネクセノス』(戦死者たちの為の追悼演説)

### 中期対話篇

『饗宴』(エロース)、『パイドン』(魂)、『国家』(正義)、『パイドロス』(美)、『パルメニデス』(イデア)、『テアイテトス』(知識)

### 後期対話篇

『ソピステス』(存在)、『ポリティコス』(王者の統治)、『ティマイオス』(自然)、『ピレボス』(快樂)、『法律』(立法)

こうした執筆区分については『法律』における記述スタイル、内容、文体統計学をもとにしておおよそ策定されているが、詳細な執筆時記や順序は明らかではない。そのため時代や論者によって、区分や順序が前後している場合が決して少なくない。例えば、初期の著作順序に異同が認められることや、『パルメニデス』『テアイテトス』といった著作が中期ではなく後期に区分されていることなどが挙げられる。

プラトンの哲学においてこの3つの時期にはそれぞれどのような特徴がみられるだろうか。初期において、最初期の『ソクラテスの弁明』『クリトン』では「魂の世話」をして

徳をもとに善く生きることを勧めるソクラテスの像が描かれ、それ以後の『カルミデス』『リュシス』などの対話篇では節制や友愛といったそれぞれの徳目が考察され、『エウテュデモス』『プロタゴラス』『ゴルギアス』などではソフィストに対する批判が展開されている。中期における、『饗宴』『パイドン』『パイドロス』ではエロース論およびイデア論が唱えられ、『国家』では哲人王の思想が打ち出されている。これらの思想に関しては、ソクラテスが主要な登場人物として現れているものの、ソクラテスが唱えていたとは考えられないプラトンの独自の思想であろうと推定されている。後期においては、対話の登場人物としてソクラテスに代わって、プラトンその人ではないかと推測される「アテナイの客人」などが登場するなど、ソクラテスの印象はより薄れ、『法律』に顕著に表れているように現実的な政治を論じようとするプラトンが見られる。また唯一自然や世界創造を論じた『ティマイオス』も後期に属する。以上のように、各時期はそれぞれに特徴的ではあるが、全体を通して「魂の世話」や「徳」への問題関心が基調をなしている。

冒頭に記したように、本論は初期プラトンと呼ばれる時期のテキストを扱う。初期の対話篇がしばしば「ソクラテス的対話篇」と呼ばれるように、この時期はソクラテスの実像に近いあり方を描きとろうとしていると言われている。何より特徴的であるのは、「とは何か」という問いを徹底することで諸徳の本質を明らかにしようとしながら、いずれも答えがでないまま終わる対話篇である（アポリア的対話篇）。さらに中期・後期の著作に比べてプラトンらしい積極的な提起が見られないことから、プラトン哲学にとっての「初期プラトン」の意義が見過ごされる傾向にある<sup>2</sup>。とは言え、初期プラトンには、すでにプラトンが抱えた思想的課題の萌芽が見られる。そのためこの時期のテキストを根気よく読解すること、つまりそれぞれがそれぞれに独立した対話篇を内在的に読み込み、各対話篇の連関を結ぶことによって、プラトン思想全体の動機とその展開を見てとることができると。

こうして本論は、初期プラトンに焦点をあてる。まずプラトンが最初に著したと目される『ソクラテスの弁明』を解説し（第二章）、そのうえで初期プラトンの課題と構造を明らかにし（第三章）、そして徳を探求する方法と初期プラトンの困難が現れている対話篇『メノン』へと進む（第四章）。以上をもって初期プラトンの哲学的意味を明らかにしたい（第五章）。

## II. 『ソクラテスの弁明』——魂の世話と善く生きること

プラトン最初の対話篇『ソクラテスの弁明』は、ソクラテスが瀆神罪でアテナイの法廷に訴えられ、市民陪審の前で弁明する姿を描いている。記述は、有力な政治家アニュトスという後ろ盾をもつ原告のメレトスが論告・求刑弁論をすでに終えて、ソクラテスが語るころから始まり、死刑を宣告されたのち有罪・無罪の票を投票した人々へそれぞれ語る場面で終わる。

ソクラテスが訴えられた宣誓口述は次のようなものだ。「ソクラテスは罪人である、青年に対して有害な影響を与え、国家の認める神々を認めず、別の新しいダイモンのたぐいを祭るがゆえに」(24B-C)。しかし、これは真実ではないとソクラテスは反論する。メレトスによる訴えが行われた背景には、アテナイの政治家や詩人や手工者などによるソクラテスへの中傷や嫉妬があるのであって、そうした中傷が生じた原因にこそ弁明する必要があることを説く。そのため、中傷を目的とするメレトスに対しては、ソクラテスは真面目には取り合わず詭弁的ともとれる論理で弁明を行っており、ソクラテス特有の皮肉さが見てとれる(24B-28A)<sup>3</sup>。

メレトスの訴えの発端となった中傷とは以下の通りである。「ソクラテスは犯罪者である、彼は天上地下のことを探求し、弱論を強弁するなど、いらざるふるまいをなし、かつ、この同じことを他人にも教えている」(19B-C)。これはソクラテスを危険なソフィストとみなすもので、似たような文言が同時代のアリストパネスの戯曲『雲』にも見られる。借金から切り抜けようと弁論術を学ぼうとするストレプシアデスは、ソクラテスの居る小屋を見て息子に言う。「これは賢明なる魂の道場だよ。そこには空は窯でこれがわしらを取りまいていて、わしらは炭だ、とこう言って納得させようとする人たちが住んでいるのさ。金を払いさえすれば、この人たちは弁論で、正しいか正しくないかおかまいなし、勝つ術を教えてくれる」<sup>4</sup>。ここに端的に言われているように、ソフィストとみなされたソクラテスは、①ギリシアの信じる神々を信じずに自然現象や人間について、いわゆる自然科学的な論拠で説明し、②金銭を受け取って、真実かどうかに関係なく議論に打ち勝つ弁論術を教える、このような人として評価されている。しかしソクラテスは、こうしたことは理解がつかないし、金銭を受け取って人間教育をする事実はないとする。またゴルギアスやプロディコス、ヒッピアスなどといった名だたるソフィストは「一国の市民として持つべき徳」(20B)を知る「人間なみ以上の知恵をもつ知者」(20E)かもしれないが、ソクラテス自身は「人間なみの知恵」(20D)しかないのだと言う。このようにソクラテスは自身がソフィストであることをまず否定する。そして、こうした中傷を受けるようになった理由を説明し始める。以下は、デルポイのお告げと無知の知についての有名なエピソードである。

ことの起こりは、ソクラテスの友人カレイポンがデルポイの神殿へ行き、ソクラテスよりも知恵のある者がいるかどうかを訊ねたことにある。そして、デルポイの巫女は、ソクラテスより知恵のある者は誰もいないと答えた。ソクラテス自身は知恵のある者ではないと自覚していたのに、その自分をいちばん知恵があると宣言することで、神は何を言おうとしているのかと、彼は考えこんでしまった。そこでソクラテスは、知恵があると思われる者のところへ訪ねることを始めた。そうすれば、ことの真偽がわかるであろうと考えたのだ。そして、政治家、詩人、手工者のもとへそれぞれ赴き、彼らを相手に問答しながら仔細に観察しているうちに、彼らは善や美についての事柄について知恵があると自分で思っているが、実はそうでなく何も知らないのだ、ということがわかってきた。彼らが



そうして無知であることを晒し、彼ら自身にわからせようとつとめた結果、その相手やその周りにいた多くの人たちにも憎まれることとなってしまった、という。しかしソクラテス本人は、自身がそれらの事柄を知らない、ということを知っている。そこでソクラテスは自らに結論付ける、「わたしは、知らないことは知らないと思う、ただそれだけのことで、まさっているらしい」(21D)と。そして、神託に代わって自らに問い直し、このままではいけないほうが自分のためにいいのだ、と判断したのだった。今でもソクラテスが、街を歩きまわり知者と思われる人と対話をしているのは、そう思っているかもしれないが実は知者ではないということを明らかにしているからだという。そうしているうちに、若い者もソクラテスの真似をして他の人を調べあげるようなことになり、何か知っているつもりで、その実、わずかしかならないか何も知らないという者がたくさんいることを発見したのだという。そこで、無知を暴露された人たちは腹を立てて、組織的かつ説得的に、ソクラテスについての猛烈な中傷を行いアテナイ市民の耳を塞いでしまったのだ。そのために、ソクラテスは危険なソフィストであるという事実でないことが広まってしまい、ついにメレトスやアニュトス、リュコンに訴えられたのだという。

そしてソクラテスはこのように言う。「わたしは、アテナイ人諸君よ、君たちに対して切実な愛情をいただいている。しかし君たちに服するよりは、むしろ神に服するだろう。すなわち、わたしの息のつづくかぎり、わたしにそれができるかぎり、けっして知を愛し求めることをやめないだろう。わたしは、いつだれに会っても諸君に勧告し、言明することをやめないだろう」(29D)。評判や地位や身体や金銭のことばかりを気にするとは恥ずかしいことで、思慮や真実や魂をできるだけすぐれたものにするということ(魂の世話)にこそずいぶん気を使うべきだ、とソクラテスは説く。もし異議がある者があれば、それは老若問わず、これに問いをかけて吟味するだろうという。人間にとっての最大の善きこととは、「徳その他のことについて毎日談論する」(38A)ということにあるのだ<sup>5</sup>。

以上のように、ソクラテスは、自身が徳や魂の世話について語るのは人々が実は無知であることを「神の命」(28E)に従って明らかにするためだとして、裁判を無罪で切り抜けようとして弁明を終える。彼は習慣上行われる自らの家族による哀訴嘆願や裁判官に対する収賄を不要としつつ票決を迎え、僅差で有罪が確定し、ついで死刑が票決される。そこで無罪投票した人々へソクラテスは、この件でダイモンの差し止めがなかったため、この死刑を受けることは自分にとって善いことだったと語る。よく知られるソクラテスのダイモンとは、ソクラテスが何かをしようとしている際に、一種の声となってそれをソクラテスに差し止める合図として現れるのだという。そのダイモンの合図がなかったということとは、死ぬということが善い希望があるということだと、ソクラテスは考えたのである<sup>6</sup>。

### Ⅲ. 初期プラトンの課題と構え

#### 1. 徳とは何か

『ソクラテスの弁明』で描かれた裁判は、史実通りのソクラテスであるか確認することはできないが、プラトンはここでプラトンなりにソクラテスの生き方を描きあげた。名誉や地位や身体や金銭のために、あるいはただ単に生きるよりは、魂の世話をして善く生きるべきだと、ソクラテスが考えていたこと。これをプラトンは彼から受け取ったのだ。もちろんこの背景には、プラトンが政治家を志していたことや、彼がつぶさにみた僭主政や衆愚政治に嫌気がさしていたこと、この政治について哲学原理によって解決したいという意図があったことは確かである。しかし、善く生きるとはどのようなことか。そして徳とは、私たちが通常考える「道徳」という意味ではなくて卓越性や有能性などを意味するが、そもそも徳（ἀρετή）とは何か。この徳の本質をはっきりさせなければ、「人生をいかに生きるべきか」という重要な問題が解決されないとプラトンは考えた。

例えば、真偽や詳しい著作時期の判断はつけがたいが初期の作品と考えられている短編に『クレイトポン』がある。この対話篇は「徳へのすすめ」と副題されているように、ソクラテスの哲学を端的に言い表している。ソクラテスの批判者として登場する政治家クレイトポンは、ソクラテスによって徳へのすすめを説かれ感銘を受けたとしても、そのあとに具体的な解決への道筋を示してくれなければ、このすすめは「徳の完成に達し幸福を得るということのためには、ほとんど邪魔だと言ってもいいぐらいのもの」（410E）だと喝破する。この対話篇は、その後のソクラテスの反論がないままに閉じられる特殊な作りのため、真作かどうかははっきりしないのだが、真偽にかかわらずこの対話篇の意義は大きい。クレイトポンが言うのは、徳の本質を見極めず「徳のすすめ」を題目にするだけでは意味がなく害悪ですらある、といった辛辣な批判である。

徳の内実や本質が明らかにされなければ、「いかに生きるべきか」（『ゴルギアス』492D）という重要な問いに対して、ソクラテスが魂の世話をしながら善く生きることだと実践的に答えたことの意義が失われてしまう。こう考えておそらく、『ソクラテスの弁明』を書き終えた初期のプラトンは、「とは何か」という問いの形式をとって諸徳の本質を探ることに進んだ。この時期に扱われている諸徳には、「正義」「勇気」「節制」「友愛」「敬虔」「知恵」などが挙げられている<sup>7</sup>。しかしこうした初期の対話篇において、諸徳の本質の探究は、アポリアのうちに終わる。それぞれの対話者が、ソクラテスに問われて答えていくが、ソクラテスはことごとく反論していく。そして結局、その本質がわからないままに対話は終わってしまう。しかしこうした初期の対話篇における、ソクラテスの無知の知による優位、アイロニー、空とぼけと呼ばれる対話の方法は、知の探求の無意味さを表しているのではない。結果的にはアポリアのうちに終わっているが、その探求過程を確認してみると、そこに徳全体としての「善い」がつねに目指されていることがわかる<sup>8</sup>。

それぞれの諸徳——正義、節制、知恵、勇気、敬虔、友愛など——が、徳として可能になっている徳の本質の探究について、つまり初期プラトンの到達点とも言える探究については、次章の『メノン』において確認する。

## 2. 問う方法の批判

次章へ移る前に、ソクラテス＝プラトンの探究における方法を確認しておきたい。この方法は、対話法（*διαλεκτική*）と呼ばれており、プラトンの著作全体に異同をもちながら通底している。それは、ソクラテス＝プラトン以前に現れていた知者の批判を通して確立されてきたものと考えられる。プラトンの批判は、おおよそ自然哲学者、詩人、ソフィストという3つの類型に向けられている。

まず自然哲学者たち。これはおおよそイオニア自然哲学が想定されているものと思われる。前章においてアリストパネスの『雲』を引いたように、自然哲学は、自然現象を、従来のように神にかかわるものとして説明するのではなく、現在の科学のように因果において説明しようとする。人間は炭でできている、月は土でできている（『ソクラテスの弁明』26D）と。プラトンはしばしばそうした論者としてアナクサゴラスの名を登場させている。こうした説明は、神の意図から説明するより、多くの人にとって説得的である。しかし、この語り方は「にすぎない」というニュアンスをもっている。「人間はいかに生きるべきか」という探究を行うにあたって、人間を相対化してしまい、十分な探究にならないことが自然哲学のデメリットだとプラトンは考えたに違いない<sup>9</sup>。ここでは人間の価値が軽んじられ、「善い」ということが語れないとみなされている。それに比べれば、詩人やソフィストは、「いかに生きるべきか」という人間の価値の部分、言語や文化の部分にアプローチする方法とみなされていることがわかる。プラトンの著した対話篇において、自然哲学に対する言及よりも、詩人やソフィストに対する批判的言及が多いのはこのためだ。

詩人やソフィストに対しての批判は、基本的には、前章でソクラテスが示したように「無知の知」という観点から行われている。そしてその批判は、プラトン哲学全体を通して見られるソフィスト批判、詩人批判の原型をなしている。初期の著作では、詩人批判としては『イオン』が、ソフィスト批判としては『プロタゴラス』『ゴルギアス』『エウテュデモス』が挙げられる。

吟唱詩人イオンと対話する『イオン』では、『ソクラテスの弁明』における詩人に対する以下の批判が反復され、そのことが主題とされている。「彼らがその作品をつくるのは、自分の知恵によるのではなくて、生まれつきのままのものによるのであり、神がかりになるからなのであって、これは、神の啓示を取り次ぎ、神託を伝える人たちと同じようなものなのだ（…）。なぜなら、この人たちも、けっこうなことをいろいろとたくさん口では言うけれども、その言っていることの意味は何も知っていないからです」（22B-C）。

さてホメロス『イリアス』『オデュッセイア』やヘシオドス『仕事と日々』『神統記』などの作品は、ギリシアにおける神話を語ったものであり、「人はいかに生きるべきか」という問いに対する参照先として古くから当時のアテナイで認められていた。当然その詩句を作る作者やそれを吟じる吟唱詩人は、語られていることの真意たる「善い」「徳」の本質を知っているものとみなされ、尊敬の対象とされている。しかし、実際にソクラテスが吟味してみれば、詩人たちは「神がかって」吟唱でき人々に感動を与えるが、語られていることの内実を知っていて吟唱しているわけではない事が発覚する<sup>10</sup>。むしろ、人からの賞賛や金銭の方をより配慮していることが暗示されている(535E)。

最後に「弁論術」についてという副題をもつ『ゴルギアス』では、有名なソフィストであるゴルギアスとの対話が描かれソフィストの性格を描写している。しかしここでのゴルギアスは、ソフィストの文体を作りあげた史実のゴルギアスというよりは、「ソフィスト」全体を象徴化した存在として描かれているとみなすほうが妥当であろう。さて、対話篇におけるゴルギアスは弁論術が、人間にかかわるなかで最重要かつ最善であるものであり、かつ正しいことや不正なことについて言論によって人々を説得する能力であるとしている。にもかかわらずその一方で弁論術が、知識をもたらず説得ではなく、正と不正を無知なる大衆に単に信じこませる説得であるとし、さらに弁論する当の事柄そのものについては知っている必要はないとしている。ソクラテスにとっては、正や不正や美醜や善悪などの事柄そのものについて知らなければならないために、知そのものをもたなくてもよいとするソフィストの弁論術とは受けいれられるものではない。そのためソクラテスは、弁論術をもはや技術ではなく「迎合」という経験でしかないと批判することになる<sup>11</sup>。

### 3. 哲学・対話という方法

プラトンは、自然哲学者でもなく詩人でもなくソフィストでもなく、彼らに対置させるかたちで「対話法」という方法に象徴される哲学探究を目指した。「とは何か」という問いによる問答がそれをなすが、初期や中期の対話篇はそうした対話による探究の実践とみることができる。対話法の条件が大きく取りあげられていると言えるのは、『ゴルギアス』である<sup>12</sup>。ここでは、幸福や「人はいかに生きるべきか」という問題と絡み合った正と不正を巡る対話において、有名なソフィスト・ゴルギアスと、その弟子ポロス、若手の政治家カリクレスの3人と、ソクラテスとが次々と議論を交わしていく。いずれの対話者もソクラテスに遠慮をしたり、言い負かされそうになって思ってもないことを口にし、そのことによって議論が矛盾に陥ってしまう。そこで3人目の対話者カリクレスが出てきて、ソクラテスの議論に反駁した上で、年をいっているのに哲学をしていることは滑稽だから、教養のための範囲内でちょっと携わる程度にして政治に携わるべきだとソクラテスに勧告する。するとソクラテスは上等な試金石を発見したと喜び、探求のための条件として、「知識」「好意」「率直さ」の3つを挙げる。「魂が正しい生活を送っているか否かを、

充分に吟味しようとするなら、ひとは3つのものを——つまり、知識と、好意と、そして率直さとを、具えていなければならないと、ほくは思うのだが、君はそれらを3つとも、全部具えている」(487A)。まず賢く「知識」がなければ物事のつながりを見て取ることができず、また言われていることの意味を理解することができないことを意味するので、そもそも吟味することがかなわない。次に相手への「好意」がなければ、相手のことを思いながら本当のことを言おうとしないことになる。そこからは、相手と本質の探究をしようと努めていないことが帰結してしまう。例えば、探求する事柄の真理そのものには関心をもたず、議論に勝つためだけに出し抜こうとしたりすることになるのだ。初期対話編では、ソフィストに対する批判を主な眼目としているためか、何事かを人より知っていると自負し自惚れているソフィストが対話者として現れてくる。彼らは、ソクラテスとともに真理を探究する気がもともとないために、言葉の相対主義的な性格を利用して白を黒と言いくるめようとしたり、たびたび矛盾に陥れば腹を立てて率直さを失ってしまう<sup>13</sup>。最後に「率直さ」は、遠慮してしまうことで議論が進まなくなることを避ける。率直さがないとは、例えば、間違っていることを指摘することは相手の面目を潰すようで悪いと憚ってはっきりと指摘できないことが挙げられよう。初期の対話者は、ソクラテスにあきれて議論を途中で切り上げようとして、自己の納得が伴わなくても同意を与えることがしばしばある。しかし、対話法による真理探究は、対話者同士の同意によってこそ進展していく。

そこでもう1つの条件を付け加えるなら、一問一答というスタイルがある。ゴルギアスの弟子ポロスは、問いに対して長演説で応答する。その結果、一同にさまざまな概念や問題箇所が現れ、探究は煩雑となってしまう。そのため、ソクラテスは細かいことでもひとつずつ相手と確認していきながら、真理を確定していく。途中で議論が矛盾に至り間違っていることが互いにはっきりしさえすれば、ソクラテスは間違いに至った原因の手前まで戻って、そこから再び対話を開始し、真理に至ることを目指す。

こうした探求においては、答えがはっきりしない限り対話は無限に続くこととなるが、プラトン自身が確信を抱いていない場合は何らかの物語的な演出によって対話編を閉じる必要がある<sup>14</sup>。問いに明瞭な答えが与えられていない場合、突然訪れるこうした終幕に読者は煙に巻かれたという印象を受けるかもしれない。これが初期対話篇に多く見られる印象なのである。しかし、未解決に終わった問題もその後の対話篇では発展的に解決されている場合があり、対話篇同士の連絡を確認することができるものがある。プラトンの対話篇はそれぞれが独立したテキストであり、プラトン自身の包括的な言明は晩年の『第七書簡』を含めた書簡にしか存在しない。それゆえに、プラトン自身の意図やその思想的な意義は、それぞれの対話篇の内在的読解とその積み重ねによって推論していくしか方法がないのである。そうした主体的な読解の要求が、論者によってさまざまな表情を変えるプラトンを絶対的に出現させ、多義的なプラトン読解の可能性を広げ、そのつどそのつどの困難を生じさせているとも言える。

#### Ⅳ. 『メノン』——探究のアポリアと想起説

プラトンの初期対話篇と中期対話篇の過渡期的作品と目されている『メノン』は、慣習上「徳について」という副題が与えられている。それまでの初期対話篇、『ラケス』や『カルミデス』では勇気や節制などのそれぞれの徳目の本質を取り出すことが目指されてきたが、いずれも納得のゆく回答が得られないままアポリアに終わる。初期のおおよそ終わり近くに著されたであろう『メノン』では、ついに「徳とは何か」と問うており、ある意味初期のプラトンがもつに至った限界が現れている。では、この対話編はどのように進んでいくのだろうか。

冒頭からテッタリアの有力な貴族の青年メノンはソクラテスに問いかける。「人間の徳性というものは、はたしてひとに教えることのできるものであるか。それとも、それは教えられることはできずに、訓練によって身につけられるものであるか。それともまた、訓練しても学んでも得られるものではなくて、人間に徳がそなわるのは、生まれつきの素質、ないしはほかの何らかの仕方によるものなのか」(70A)と。ソクラテスは、徳が何であるかさえ知らず、その知らないことを自分自身に対して非難している状態だと返答する。そして「何であるか」(本質)を知らずして「どのような性質のものか」ということも知ることはできないのだとして、本質と性質を区別したうえで、本質を問う必要があると言う。ここでさっそく問いは、徳の性質に対するメノンの問いから、徳の本質に対するソクラテスの問いに切り替わっている。

そこでメノンは、ソクラテスの「徳とは何であるか」という問いに得意げに答える。「男の徳とは何かとおたずねなら、それを言うのはわけないこと、つまり、国事を処理する能力をもち、かつ処理するにあたって、よく友を利して敵を害し、しかも自分は何ひとつそういう目にあわぬように気をつけるだけの能力をもつこと、これが男の徳というものです。さらに、女の徳はと言われるなら、女は所帯をよく保ち夫に服従することによって、家そのものをよく斉えるべきであるというふうに、なんなく説明できます」(71E)。このようにメノンは、それぞれの働きと年齢に応じた、なすべき仕事のために各人相応の徳があると主張する。

しかしソクラテスは、徳の本質をたずねているのに、徳の性質をさまざまに挙げることになってしまっていると指摘し、そのうえで「ある1つの同じ相(本質的特性)」(72C)に注目して「まさに徳であるところのもの」を明らかにする必要があると再度問い返す。それを聴いてメノンは「人々を支配する能力をもつこと」(73D)、「美しいものを欲求し獲得する能力があること」(77B)だと続けざまに答えていくが、ソクラテスによって「徳とは善きものを正義をもって獲得できることだ」(79B)と言いまとめられる。しかし、この正義とは、徳の部分のひとつであり徳の本質ではないとして、退けられる。したがってあらためて「徳とは何であるか」という問いからはじめなければならない。

ここでメノンは、「何をあたなに答えてよいのやら、さっぱりわからない」(80B)という

状態に陥って困惑する。そのことがらを可能にしている本質を問い確かめることは、おそらく容易なことではない。こうして彼は、自らと他人をこうしたアポリアに至らせるソクラテスを「シビレエイ」(80A)にそっくりだとして揶揄する。そして、ここで彼は1つのパラドクスを指摘する。これは一般に探究のパラドクスと呼ばれている。ソクラテスの要約ではこうだ。「人間は、自分が知っているものも知らないものも、これを探究することができない。というのは、まず、知っているものを探求するということはあるまいだろう。なぜなら、知っているのだし、ひいてはその人には探究の必要がまったくないわけだから。また、知らないものを探究するということもありえないだろう。なぜならその場合は、何を探究すべきかということも知らないはずだから」(80E)。これは、おそらくメノンが答えに窮してソクラテスに一矢報いようとして発言したものと考えられるが、このパラドクスの意味は深刻だ。というのは、徳の探究がことごとく失敗し、徳の本質を発見できないでいるとすれば、そもそも徳の本質というものは存在しないのではないか、という相対主義的あるいは懐疑的な疑義が生じてくるからである。徳の本質を明言できないものの、その探究の意義を肯定するため、ソクラテスはいわゆる「想起説」を次のように提唱する<sup>15</sup>。

人間の魂は不死なるものであり、人は死んでも魂が減びてしまうことはなく、何度も生まれ変わって「いっさいのありとあらゆるものを見てきているのであるから、魂がすでに学んでしまっていないようなものは、何ひとつとしてないのである」(81C)。そのため、以前知っていたものを魂は思い起こすことができるし、探究や学ぶということは、実は想起にほかならない。ある神職からソクラテスが聞いた、という間接的な経路をとって、魂の不死という思想がここでプラトン哲学に初めて現れる。すべてのことを生前のうちにあらかじめ経験しているので、今生において今知らなくてもそれを思い起こすことができる。この説は、探究への意欲を鼓舞する。

そうしてあらためてソクラテスは「徳とは何であるか」という問題に取り組もうとメノンに促し、ギリシア人従者の少年に対して幾何学問題の想起実験を行う(82B-85B)。ここで明らかになるのは、ものを知らない人の中にも、彼が知らない当の事柄に対する正しい思惑が内在しており、ただ質問した結果として、この子は自分の中から知識をふたたびとりだし、知識をもつようになるのだ、ということだ。メノンは、完全に得心したようではないが「なるほどと思わせるものがあるようだ」(86B)と返事をして一応の議論は進んでいく。

しかしながら、徳の本質に対する探究は可能だと認められるところまでで議論は中断してしまう。このことは、プラトン自身がこの段階で自ら答えることができなくなった地点を示している。そして話は急遽転じて、徳がどのような性質であれば、それを教えることができるか、というメノンの元来の問いに答えようと仮説法による再出発が行われる。ここでは、徳が知識であれば、明らかに教えることができるし、知識とは異なる善であるとしても、それは有益なものでありそうである以上、1つの知であるとして教えることがで

きることになる、と主張される。ここで解決するかに見えて、しかし実際に教える教師と弟子が見出されなければならないが、ソフィストや立派なアテナイ人を見てみても、いずれも徳に関してすぐれた者にはなっていないということが示され、結局「徳は教えられることができないものだ」(94E)ということが事実として現れてしまう。

こうして徳は教えられないものだ、という結論に行き着いたが、ソクラテスは再考する。正しく導くということは「知」がなければできないのだ、と考えているのが間違いであるとして、知ではないが「正しい思わく」(97B)であっても、思うところが真実をついているというその状態のまま、導き手としては劣ることがないとする。正しい行為を導くのは知と正しい思わくなのだ。「正しい思わくというものも、やはり、われわれの中にとどまっているあいだは価値があり、あらゆるよいことを成就させてくれる。だがそれは、長い間じっとしていようとはせず、人間の魂の中から逃げ出してしまうものであるから、それほどたいした価値があるとは言えない——ひとがそうした思わくを原因(根拠)の思考によって縛りつけてしまわないうちはね(…)。こうして縛りつけられると、それまで思わくだったものは、第一に知識となり、さらには永続的なものとなる。(…)知識は縛りつけられているという点において、正しい思わくとは異なるわけなのだ」(98A)。

ここで1つの結論が導き出される。すぐれた人物は、知識や正しい思惑によってそうなのだとすれば、それらは生来的にそなわったものではないことがわかる。そして徳とは教えられるものでも知でもないが、少なくとも善きものであり、正しく導く者は有益なもの、善きものであるのだ。特に政治家は、思惑のよさとともに、神がかりであるのである。それゆえに徳をそなえる人々とは、知性とは無関係に神の恵みによってそなわるものなのだろう。こうしてメノンが発した問いは結論が一応は出されているが、ソクラテスは「これについてほんとうに明確なことは、いかにして徳が人間にそなわるようになるかということよりも先に、徳それ自体はそもそも何であるかという問いを手がけてこそ、はじめてわれわれは知ることができるだろう。だがいまはもう、そろそろぼくは行かなければならない」(100B)と言って去り、対話篇『メノン』は閉じられる。

## V. 初期プラトンの哲学の道程

イデアや哲人王といった思想を唱えたプラトンは、ソクラテスの死をきっかけに対話篇を書き始めた。ソクラテスは「人はいかに生きるべきか」という問いに「魂の世話をしながら善く生きるべきだ」と答えた。そのソクラテス像をプラトンは『ソクラテスの弁明』において描いた。そしてその後、「善く生きる」とはどのようにして可能かという問いを立て直し、「徳」に定義を与えることを目指して、自然哲学者や詩人やソフィストとしてではなく、対話を行う哲学者としてその可能性を取り出そうと進んだ。これが初期プラトンの動機をなすものであり、以後の中期や後期においても基本的なモチーフは貫徹されていると考えられる。



しかし、初期の道程において、徳の本質に対する問いは、「知」という伝達可能なかたちで明らかにならず、アポリア的対話篇を重ねることとなった。そこでプラトンは、徳の本質は探究できないのではないかという疑義を表す探究のアポリアを意識し、『メノン』において自問する。そこで一応解決を見た方法とは、魂の不死という前提によって想起説を採ることであり、そうして徳の探究は継続して行うことが可能だ、という結論を見た。その後のプラトンは、徳の探究を目指して、エロースやイデア、さらに発展して哲人王といった思想を打ち出していくことになる。

最後に徳の探究と想起説について述べておけば、おそらくプラトンは、パラドクスが招く相対的で懐疑的な傾向を警戒し、人々の共通性や普遍性を確保するために魂の不死という前提を導入し想起説を採用したと考えられるが、現在の私たちからすれば、プラトンのようにこれを前提とすることはできない。それでもなお想起説がもつ思想的意義に目を向けるならば、徳の探究とは、人々の日々の生活におけるそのつどそのつどの経験において、意識的あるいは無意識のうちに看取され形成されたものをもとに省察し深めていくことで行われうる、と言えるだろう。その探究においては、『ゴルギアス』で提示されていた対話法における条件、つまり知識、好意、率直さが必要となってくるはずだ。

本論では都合上、『メノン』と並ぶ初期の重要な対話篇『ゴルギアス』の主要な議論を取りあげることができなかった。正と不正、幸福と不幸といった「魂の世話」にとって欠かすことができないテーマについて『ゴルギアス』読解を今後の課題としたい。

## 参考文献

プラトンの著作については以下の文献を参照し、引用の際には（ ）内に、慣習上ステファヌス版全集におけるページ数および段落づけと対応するアルファベットを記した。

『プラトンⅠ』田中美知太郎責任編集、世界の名著、中央公論社、1966年。

——「ソクラテスの弁明」田中美知太郎訳、「クリトン」田中美知太郎訳、「リュシス」生島幹三訳、「ゴルギアス」藤沢令夫訳、「クレイトポン」田中美知太郎訳。

『プラトン全集』田中美知太郎・藤沢令夫編、岩波書店。

——第2巻「クラテュロス」水地宗明訳、1974年。

——第7巻「ラケス」生島幹三訳、1975年。

——第10巻「イオン」森進一訳、1975年。

——第14巻「第七書簡」長坂公一訳、1975年。

『プロタゴラス』藤沢令夫訳、岩波文庫、岩波書店、1988年。

『ゴルギアス』加来彰俊訳、岩波文庫、岩波書店、2007年。

『メノン』藤沢令夫訳、岩波文庫、岩波書店、1994年。

『国家』藤沢令夫訳、全2巻、岩波文庫、岩波書店、2008年。

『パイドロス』藤沢令夫訳、岩波文庫、岩波書店、1967年。

---

## 注

- <sup>1</sup> 「わたしは、初めのうちこそ公共の実際活動へのあふれる意欲で胸いっぱいだったというものの、それら法習の現状に目を向け、それらが支離滅裂に引きまわされているありさまを見るに及んでは、とうとう目眩がしてきました。それでわたしは、直接それらについてだけではなく、広く国制全体についても、いったいどうすれば改善されるだろうかと、考察することは中断しはしなかったけれども、しかし実際行動に出るについては、いつも好機を期して、控えているよりほかはなかった。(……) それとともにわたしは、国政にせよ個人生活にせよ、およそそのすべての正しいあり方というものは、哲学からでなくしては見きわめられるものではないと、正しい意味での哲学を称えながら、言明せざるをえませんでした」(325E-326A)。
- <sup>2</sup> こうした事情については加藤信朗『初期プラトン哲学』(東京大学出版会、1988年)に詳しい。
- <sup>3</sup> 青年のことに関心がないとソクラテスが言う、メレトスに対する反駁は3点ある。第1に、メレトスはソクラテスとの対話を通して、ソクラテス以外のアテナイ人すべてが立派な善い人間を作ると明言するが、しかしソクラテスだけが害悪を与える程度ならば、そもそも訴える必要がない。第2に、自分が近くに居る人に悪影響を与えたら、その人から逆に自分が悪影響を受ける危険があることを知っているから、悪い影響を与えていたとしても故意にそうしているのではない。そして不本意の誤りについては、裁判に訴えるのではなく、個人的に教え諭すべきだ。第3に、対話を通してメレトスは、ソクラテスが神そのものを一切信じていないと言うが、実際にソクラテスはダイモンという神を信じているため、メレトスの主張は謎遊びになってしまう。
- <sup>4</sup> 高津春繁訳、岩波文庫、岩波書店、1977年、14頁。
- <sup>5</sup> 『ソクラテスの弁明』に続く『クリトン』では「大切にしなければならないのは、ただ生きるということではなくて、善く生きるということなのだ」(48B)という言明も見られる。またプラトン唯一の言語論的対話篇である『クラテュロス』では、万物流転説で知られるヘラクレイトスの弟子クラテュロスを批判してソクラテスは言う。「次のようなふるまいも、十分に分別のある人間のすることではないように思うのだがねえ。すなわち、自分と自分の魂とを世話〔教育〕することを名前に委ねてしまい、それら〔名前〕とそれらを定めた者たちを信頼しきって、自分が何ごとかいはしのことを知っているかのように自信たっぷりに主張すること、(…)だがね」(440C-D. なお引用文における〔 〕内の挿入句は訳者による)。
- <sup>6</sup> 中傷を理由に訴えられて決定された死刑を、なぜソクラテスは法を遵守して受け入れたのかについては『クリトン』であらためて議論の対象となり、またソクラテスのもつ死生観については中期の作品で「魂の不死について」と副題される『パイドン』で語られる。『ゴルギアス』においては対話者のカリクレスによって、必要以上に哲学を続けることで不正に死刑を受ける結果になることが予示されている(485E-486D)。

- 7 『プロタゴラス』 329C、『ラケス』 199D、『メノン』 78D、『ゴルギアス』 507B。これら所得のうち、正義・知恵・勇気・節制は、四徳として『国家』で大きく取りあげられることとなる（427D-434C）。
- 8 例えば、友愛を探求する『リュシス』ではアポリアに終わるものの、探究の過程で友とは「もうそれ以上は他の共に遡ることのできないような源」「最初の友」（219C-D）、善きものではないかと推論されている。
- 9 中期の対話篇『パイドン』では、ソクラテスが哲学探究に向かったプロセスが語られている。最初に現れたのが「自然研究と言われる学問」（96A）と呼ばれているもので、おおよそここでの自然哲学に相当する。ここでは、生成と消滅に対してさまざまな主張がなされるが、根本的な原因が何一つ示されず、個々の原因しか説明しないと批判されて、ソクラテスは別の方法を選ぶことにしたと語られている。「真の原因とは、すなわち、アテナイの人たちがほくに有罪の判決を下すのを善しとし、それゆえほくのほうもここに坐っているのを善しとし、とどまって彼らの与える罰を受けるのがより正しいと思ったという、このことなのだ」（98E）。つまり、ソクラテス＝プラトンが知りたいのは、「善く生きる」とはどういうことか、という人間の価値に関わることなのである。
- 10 この詩人批判は、詩は模倣にすぎないとして国家構想から追放される、中期『国家』第10巻における有名な批判へとつながっていく。
- 11 中期『パイドロス』において、まさにゴルギアスたちを指しながらソフィストは以下のように批判される。「彼らは、真実らしきものが真実そのものよりも尊重されるべきであることを見ぬいた人たちが、一方ではまた、言葉の力によって、小さい事柄が大きく、大きな事柄が小さくみえるようにするし、さらには目新しい事柄をむかしふうに、古くさい事柄を目新しく語るし、またあらゆる主題について、言葉を簡単に切ったり、いくらでも長くしたりすることを発明したのだ」（267A-B）。
- 12 『国家』では以下のように言われる。「ひとが哲学的対話・問答によって、いかなる感覚にも頼ることなく、ただ言論（理）を用いて、まさにそれぞれであるところのものへと前進しようと努め、最後にまさに〈善〉であるところのものそれ自体を、知性的思惟のはたらきだけによって直接把握するまで退転することがないならば、そのときひとは、思惟される世界（可知界）の究極に至る」（532A-B）。また『パイドロス』において、対話法は分割と総合を組み合わせた方法として捉えられている（265C-266C）。
- 13 中期・後期に至ると、こうした敵対的な対話者はむしろ珍しくなる。『国家』におけるトラシュマコスがその代表例となるか。これは、好意がない対話者との探究は、真理に近づきにくいという事情があるかもしれない。こうした事情から、プラトンの対話とは、そのスタイルにもかかわらず独我的なものだとする批判を招くことになってしまう。
- 14 例えば『プロタゴラス』では、プロタゴラスが「ところで、いま取りあげていた問題

だが、これはまたあらためて、君の都合のよい機会をみつけて論じることしよう。  
いまはもう、ほかの用事にかかればならない時間だ」(361E)と提案し、「ええ、そういたしましょう」とソクラテスとの同意が成立し終幕する。

- <sup>15</sup> この他に中期においては『パイドン』72E以降、『パイドロス』148A以降で触れられている。

## 大阪経済法科大学21世紀社会総合研究センター紀要 投稿要領

1. この要領は、「21世紀社会総合研究センター紀要」の投稿に係わる事項について定めるものとする。
2. 投稿者  
投稿者は、本研究センターに所属する研究者及び編集委員会が依頼した者とする。
3. 原稿の種類  
本誌に掲載する原稿は、論文、研究ノート、翻訳、および、その他の学術性の高い資料（研究調査活動報告、講演記録等）とする。
4. 掲載の決定  
投稿原稿の掲載の可否、掲載順序その他編集に関する事項は、編集委員会において協議し、決定する。
5. 執筆者校正  
執筆者による校正は2校までとする。校正段階において、大幅な加筆による費用負担が生じた場合、その超過分経費は執筆者の負担とする。
6. 原稿料等  
原稿料の支払い、掲載料の徴収等はおこなわない。
7. 抜き刷り  
執筆者より申し出があった場合、抜き刷り30部を無償配布する。ただし、30部を超えて印刷を希望する場合は、その超過分の費用は執筆者の負担とする。
8. 大学ウェブサイト上での公開  
執筆者は、掲載された論文等が本学が開設する大学ウェブサイト上で公開されることについて、承認をあたえるものとする。
9. 執筆要項
  - 1) 原稿の用紙書式・分量
    - 電子ファイル形式（「Word」又は「一太郎」推奨）での提出とする。
    - 頁書式は、A4判縦置き、横書きで40字（アルファベットは半角80字分）×30行を1頁とし、天地・左右の余白を十分にとる。
    - 分量は、上記の頁書式で、図表等を含め、論文は原則として18頁以内、その他は、14頁以内とする。
  - 2) 原稿に含めるべきもの
    - 原稿冒頭には、全て中央揃えで、日本語表題、英語表題、執筆者名、執筆者名（アルファベット表記）、所属機関名、目次、キーワードを記載する。
    - 副題がある場合は、表題の次行に「-副題-」の要領で付加する。
    - 執筆者名（アルファベット表記）は、執筆者名の次行に「名」「姓」の順に記載する。「姓」は大文字、「名」は1文字目のみ大文字で表記する。
    - 共同研究等で、執筆者が複数の場合は、執筆者名を「・」で区切り、日本語氏名の右肩に\*、\*\*、\*\*\*の記号を付け、次項の所属機関名の右肩に対応する記号を付すること。

- ・日本語は「ゴシック」、英語は「Times」または「Century」を使用する。
- ・表題（日本語・英語）は、14ポイント、その他は、原則として11ポイントを使用すること。
- ・キーワードは、「キーワード：aaaa・bbbb・cccc」の要領で、5つ以内とする（日本語のみ）。

### 3) 原稿本文の表記原則

- ・本文には、章・節・項の見出しを付けて、読みやすく構成すること。  
章はローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、……）、節は算用数字（1、2、……）、項は丸数字（①、②、……）とする。
- ・日本語表記は常用漢字、現代仮名遣いを用いること。また、年月日、その他、数字は半角アラビア数字を使用すること。
- ・英語表記は、全て、半角・Timesを使用すること。
- ・引用文は、「 」を使用、また、引用の書誌・新聞名は、『 』を使用する。

### 4) 図、表、写真

図、表、写真（以下、図表等という）は、各連続番号で整理し、本文原稿の挿入個所の右欄外に「図1、図2、……、表1、表2、……、写真1、写真2、……」と指定表記するとともに、当該図表とキャプション（図表名）を最後に添付する。

### 5) 講演・シンポジウムの記録を原稿として提出する場合には、本文原稿の後に、講演概要（開催日時、会場名、主催、協賛・後援団体名、プログラム内容、発表題目など）を明記すること。

### 6) 「謝辞」が必要な場合は、本文原稿の後に記載する。

### 7) 参考文献、引用文献、注釈は、本文の引用個所の右肩に小片括弧を付して番号を記入し、それぞれまとめて本文末尾に記載する。

### 8) 参考文献、引用文献には、著者名、論文名、書名、版表示、出版地、出版社、出版年（掲載年）、雑誌名、巻号、掲載頁、URL等、資料形態に応じて、書誌情報を記載すること。

#### <事例>

書籍の場合：著者（编者）名 『書名』 出版社、発行年

- ・金哲雄『ユグノーの経済史的研究』ミネルヴァ書房、2003年
- ・林俊昭・山田昇『アジアの工業化——高度化への展望』アジア経済研究所 ※著者複数の場合
- ・Volker Ronge, The Politicization of Administration in Advanced Capitalist Societies, Politics Studies, 1984, pp. 286~289 ※欧米語書名には下線をいれる（印刷ではイタリック体）

論文集の場合：著者名「論文名」（编者）『掲載誌』巻号、発行年、ページ

- ・澤野義一「有事法制化の動向と平和憲法の現代的活用の視点」『大阪経済法科大学法学研究所紀要』第30号、1996年、15-20頁
- ・名和田是彦「法的社会制御と権威的社会関係」藤田勇編『権威的秩序と国家』所収、東京大学出版会、1987年、56頁

訳書の場合：著者名（翻訳者）『書名』出版社、発行年

- ・C・オミナミ（奥村和久訳）『第三世界のレギュレーション理論』大村書店、1991年

新聞の場合：記事タイトル、『新聞紙名』、発行年月日 朝夕（地方版の場合紙面明記）

- ・「日本で起業する中国人 逆境からの奮起」、『日本経済新聞』、2009年6月16日号朝刊（関西版）

ホームページの場合：サイト名、URL、（サイト作成者）、アクセス日時

- ・「産学連携等実施状況調査（平成20年度実績）について」（文部科学省）、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/sangaku/sangakub/1252300.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/sangakub/1252300.htm)、2009.04.30 21:00

以上

# 21世紀社会総合研究センター規程

制定 2008年3月24日

改正 2015年2月23日

## (設 置)

第1条 本学に21世紀社会総合研究センター(以下「研究センター」という。)を置く。

## (目 的)

第2条 研究センターは、21世紀社会において提起される諸課題に関する総合的かつ学際的な研究及び調査を推進し、もって学術文化及び人類の福祉に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 研究センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 21世紀社会の諸課題に関する共同研究・調査、研究プロジェクトの立ち上げ
- (2) 研究資料の収集、整理及び保管
- (3) 研究成果の公開、研究会、講演会、公開講座及び学会等の開催
- (4) 定期刊行物の発行
- (5) 国内外研究機関との交流
- (6) 研究及び調査の受託
- (7) その他研究センターの目的達成に必要な事項

## (構 成)

第4条 研究センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 所長
- (2) 所員(本学教員及び客員教授)
- (3) 研究員(嘱託及び客員)
- (4) 職員

## (所 長)

第5条 所長は、研究センターの業務を統括する。

- 2 所長は、学長の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

### (所員及び研究員)

第6条 所員及び研究員は、研究センターの業務のうち専門的事項を処理する。

- 2 所員及び研究員は、所長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 所員及び研究員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

### (研究センター会議)

第7条 研究センターの運営に関する重要事項を審議するため、研究センター会議を置く。

- 2 研究センター会議は、所長及び所員をもって構成する。
- 3 所長は、必要と認めるときは研究員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (運営委員会)

第8条 研究センターの事業の運営に資するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、所長及び研究センター会議において選出された若干名の委員をもって構成する。
- 3 運営委員会に委員長を置き、所長をもってこれに当てる。
- 4 運営委員会の審議事項は、次のとおりとする。
  - (1) 研究センターの組織及び運営に関する重要事項
  - (2) 研究センターの予算、決算及び事業計画に関する重要事項
  - (3) その他研究センターの運営に必要な事項
- 5 委員長は、運営委員会の審議結果を研究センター会議に報告しなければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、2008年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後の最初の所長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、2009年3月31日までとする。

### 附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。



執筆者紹介（掲載順）

矢野 哲也 (Tetsuya YANO)	大阪経済法科大学 法学部教授
大久保紀彦 (Norihiko OKUBO)	大阪経済法科大学 法学部准教授
岩内章太郎 (Shotaro IWAUCHI)	大阪経済法科大学 21世紀社会総合研究センター客員研究員 早稲田大学 国際学術院助手
呉 紅敏 (Hongmin WU)	大阪経済法科大学 教養部准教授
平野 織 (Oribe HIRANO)	大阪経済法科大学 21世紀社会総合研究センター客員研究員

21世紀社会総合研究センター紀要 第7号  
2016年 3月 20日 発行

**発行者** 多胡 圭一  
**発行所** 大阪経済法科大学21世紀社会総合研究センター  
〒581-8511 八尾市楽音寺6丁目10番地  
電話 072-941-2647  
FAX 072-941-4113  
**印刷所** 株式会社 春日  
〒542-0064 大阪市中央区上汐2-2-22  
電話 06-6767-0899

